

平成 23 年分

誤りやすい事例について

西宮税務署 個人・資産課税部門

個人課税関係誤りやすい事例（国税通則法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>【確定申告】</p> <p>1 所得税の還付申告書を提出できる期間は、法定申告期限から起算して5年間であるから、平成×年分の還付申告書を提出できる最終日は、法定申告期限(翌年3月15日)から5年後の3月15日であるとした。</p>	<p>1 還付申告書を提出できる期間は、申告書を提出できる日から起算して5年間である（通法74）が、その最終日は、次のとおりである。</p> <p>(1) 確定申告書の提出義務がある場合（所法120該当者）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年分以前の所得税の還付申告書 提出できる最初の日は翌年2月16日であるから、最終日は、その5年後の応答日の前日（<u>2月15日</u>）である。 <p>(2) 平成23年分以後の所得税の還付申告書 提出できる最初の日は翌年1月1日であるから、最終日は、その5年後の応答日の前日（<u>12月31日</u>）である。</p> <p>(2) 確定申告書の提出義務がない場合 (所法122該当者（所法121該当者から還付申告書が提出された場合を含む。）) 平成×年分の還付申告書を提出できる最初の日は翌年1月1日であるから、最終日は、その5年後の応答日の前日（<u>12月31日</u>）である。</p> <p>(注) 1 申告書を提出できる期間は応答日の前日に期間は満了する（起算日が日によって定められていないため、午前零時から起算されるので初日を算入する）。 2 申告「期限」ではないので、満了日が土日祝日であってもその翌日とはならない（通法10）。 3 確定申告書の提出義務は、次頁の3を参照する。</p>
<p>2 平成×年分の消費税及び地方消費税の還付申告書を提出できる最終日は、法定申告期限(翌年3月31日)から5年後の3月31日であるとした。</p>	<p>2 還付申告書を提出できる期間は、申告書を提出できる日から起算して5年間である（通法74）。</p> <p>平成×年分の消費税及び地方消費税の還付申告書</p>

個人課税関係誤りやすい事例（国税通則法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い															
	<p>は、翌年1月1日から提出することができるのであるから、最終日は、その5年後の応答日の前日(12月31日)までとなる(消法45、46)。</p>															
<p>3 還付申告書を提出する場合は、納付すべき税額がないことから、翌年3月15日までに提出しなくても差し支えないとした。</p>	<p>3 還付申告であっても、確定申告書の提出義務がある場合には、翌年3月15日までに提出しなければならない。</p> <p>※ 確定申告書の提出義務がある場合とは、所得税法等を適用して計算した場合の所得税額が、配当控除、年末調整に係る住宅借入金等特別控除額の合計額を超える場合(損失申告書を提出する場合を除く。)をいう(所法120、措法41の2の2④二)。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>所法120の還付申告書 (申告義務あり)</td> <td>所法122の還付申告書 (申告義務なし)</td> </tr> <tr> <td>(期限内申告書)</td> <td>(期限後申告)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>還付請求申告書 以外の申告書</td> <td></td> <td>還付請求申告書(通令26)</td> </tr> <tr> <td>法定申告期限</td> <td>翌年3月15日 (所法120)</td> <td>法定申告期限なし</td> </tr> <tr> <td>申告書を提出 できる期間 (通法74①)</td> <td>平成22年分 以前 平成23年分 以後</td> <td>翌年2月16日から5年間 翌年1月1日から5年間</td> </tr> </table>		所法120の還付申告書 (申告義務あり)	所法122の還付申告書 (申告義務なし)	(期限内申告書)	(期限後申告)		還付請求申告書 以外の申告書		還付請求申告書(通令26)	法定申告期限	翌年3月15日 (所法120)	法定申告期限なし	申告書を提出 できる期間 (通法74①)	平成22年分 以前 平成23年分 以後	翌年2月16日から5年間 翌年1月1日から5年間
	所法120の還付申告書 (申告義務あり)	所法122の還付申告書 (申告義務なし)														
(期限内申告書)	(期限後申告)															
還付請求申告書 以外の申告書		還付請求申告書(通令26)														
法定申告期限	翌年3月15日 (所法120)	法定申告期限なし														
申告書を提出 できる期間 (通法74①)	平成22年分 以前 平成23年分 以後	翌年2月16日から5年間 翌年1月1日から5年間														
<p>4 平成×年分からの青色申告承認申請書が平成×年3月15日付の郵便物の通信日付印が表示された封筒(税務署受付3月16日)により郵送されたが、通則法第22条の規定の適用がないため、平成×年分からの青色申請を承認しなかった。</p>	<p>(注) 1 納付すべき税額の有無で申告義務の有無を判定するのではないことに留意する。</p> <p>2 所法121該当者から還付申告書の提出があった場合は、所法122の還付申告書の取扱いと同様の取扱いとなる(所基通121-1)。</p> <p>3 後日、申告漏れ等が判明し、自主的に修正申告書を提出する場合、期限内に当初申告書が提出されていれば加算税は賦課されないが、当初申告書が期限後に提出されている場合には、加算税が賦課されることに留意する。</p> <p>4 「青色申告承認申請書」は、発信主義が適用される「国税庁長官が定める書類」に該当するため、事例の場合は、平成×年3月15日に提出されたものとみなされる(平成×年分からの適用がある)。</p> <p>※ 発信主義の適用範囲を定める告示(平成18年国税庁告示第7号)は、平成18年4月1日以後の通信日付印が表示された郵便物等について適用される。</p>															

個人課税関係誤りやすい事例（国税通則法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>5 平成×年分の確定申告書を法定申告期限内に郵便で提出したが料金不足で返戻されたため、その直後の3月19日に来署し提出した。</p> <p>郵便物に添付された返戻連絡せんの日付印は、法定申告期限内の3月11日となっていたので、当該申告書を期限内申告書として取り扱った。</p>	<p>5 返戻連絡せんの日付印が法定申告期限内であったとしても、当該申告書を期限内に提出されたとみなす規定はないから、事例の申告書は、期限後申告書となる。</p> <p>なお、郵便（又は信書便）により提出された場合は、郵便物（又は信書便物）の通信日付印により表示された日（表示がないとき又は表示が不明瞭なときは、通常要する送付日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日）に提出されたものとみなされる（通法22）。</p>
<p>6 平成×年分の確定申告書を提出すべき者が申告書を提出しないまま、平成×年の翌年1月31日に死亡した場合、準確定申告書の提出期限は平成×年分の法定申告期限（平成×年の翌年3月15日）であるとした。</p>	<p>6 法定申告期限前に死亡した納税者の相続人は、原則として死亡した日の翌日から4か月以内に、平成×年分及びその翌年分に係る準確定申告書を提出することになる（所法124、125）。</p>
<p>7 平成×年分の確定申告書を提出すべき者が申告書を提出しないまま、平成×年の翌年3月20日に死亡した場合において、その相続人より平成×年分の準確定申告書が平成×年の翌年7月9日（その相続があったことを知った日の翌日から4か月以内）に提出されたので、期限内申告として取り扱った。</p>	<p>7 確定申告書を提出すべき者が確定申告書を提出せずに法定申告期限後に死亡した場合、その相続人が提出する準確定申告書には所法124①の適用がないことから、期限後申告となる（通法18、所基通124・125-2）。</p>
<p>8 居住者が年の中途中で出国した場合、納税管理人を定めても、出国をする日までに確定申告書を提出しなければならないとした。</p>	<p>8 所得税法上の「出国」とは、納税管理人を定めずに国内に住所及び居所を有しなくなる場合をいう（所法2①四十二）。</p> <p>したがって、事例の場合は、「出国」に該当せず、納税管理人を通じて通常の確定申告期間（翌年2月16日～3月15日）に申告を行うことになる（通法117、所法120、126、127）。</p>
<p>【更正の請求】</p> <p>9 給与所得者である納税者が医療費控除を受けるための平成×年分の還付申告書を平成×年の翌年4月10日に提出した。</p> <p>この申告書についての更正の請求の期限は、平成×年の翌々年の3月15日であるとした。</p>	<p>9 還付申告書についての更正の請求は、その申告書を提出した日から1年以内であれば行うことができる（所基通122-1）。</p> <p>事例の場合、平成×年の翌々年の4月10日まで更正の請求をすることができる。</p> <p>※ 平成23年分以後の所得税の更正の請求については、期間制限が5年間となる（以下同じ。）。</p>

個人課税関係誤りやすい事例（国税通則法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
	<p><u>また、平成22年分以前の所得税については、運用上「更正の申出書」を増額更正できる期間（通常3年間）提出することができる。</u></p>
10 給与所得者である納税者が医療費控除を受けるため、平成×年分の還付申告書を平成×年の翌年2月2日に提出した場合、更正の請求の期限の起算日は、その申告書を提出した日の翌日であることから、平成×年の翌々年の2月2日が更正の請求の期限であるとした。	<p>10 更正の請求の期限の起算日は、法定申告期限前に提出された還付申告書以外の納税申告書に係る更正の請求の取扱いとの均衡を図るために、申告書を提出した日から1年以内か法定申告期限から1年以内のいずれか遅い日となるので、この事例の場合、平成×年の翌々年の3月15日が更正の請求の期限となる（平成2年6月25日裁決）。</p> <p>※ 平成23年度の税制改正（法律114号等）により、平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税に係る更正の請求の期間が5年に延長された（新通法23①）。</p> <p>また、同日より前に法定申告期限が到来する国税についても増額更正ができる期間については、「更正の申出」により、運用上、「更正の請求」に準じて取り扱うこととされた（平23.12.2「更正の申出に係る事務処理要領の制定について」（事務運営指針）参照）。</p>
11 期限内提出の平成×年分の確定申告書に係る修正申告書が平成×年の翌々年の10月1日に提出されたが、その内容が誤っていた（税額が過大）ので、修正申告書の提出の日から1年以内であれば更正の請求ができるとした。	<p>11 更正の請求は、法定申告期限から1年以内に限り行うことができる（通法23①）。</p> <p>事例の場合、既に平成×年分の更正の請求期限（平成×年の翌々年の3月15日）を超過していることから、更正の請求を行うことはできない。</p> <p>※ 平成23年度税制改正による更正の請求の期間延長等については、問10の※参照。</p>
12 平成×年分の売上げを誤ってその翌年分に計上していたため、平成×年分の修正申告書を提出したことに伴い、平成×年の翌年分の確定申告に係る所得税の額が過大となつたが、この年分については、更正の請求の期限が超過しているため、請求ができないとした。	<p>12 修正申告書を提出した翌年分について税額が過大になった場合には、修正申告書を提出した日の翌日から2ヶ月以内に限り更正の請求をすることができる（所法153一）。</p> <p>なお、修正申告書の提出又は更正若しくは決定を理由とする更正の請求に基づきなされる減額更正については、通法71①《更正、決定等の期間制限の特例》の規定は適用されず、法定申告期限（還付請求申告書の場合は提出した日）から5年を経過した日以後は行うこととはできない（通法70②、71①、通令24④、30）。</p>

個人課税関係誤りやすい事例（国税通則法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
13 平成×年分の確定申告（黒字の事業所得のみを有し、住宅借入金等特別控除の適用により納付すべき税額は0円である。）について、事業所得に係る必要経費の計上漏れがあるとする納税者に対し、当該計上漏れを是正しても、事業所得の金額は黒字で、税額に異動は生じないにもかかわらず、更正の請求ができると説明した。	13 更正の請求をすることができるのは、次の場合に限られている。 イ 納付すべき税額が過大であるとき ロ 純損失等の金額が過少であるとき ハ 還付金の額が過少であるとき したがって、純損失等の金額が過少であるときを除き、税額に異動のない更正の請求は認められない（通法23①）。 ※ 地方税額の減額に関しては、地方税法上も更正の請求手続がある（地方税法20条の9の3）。
14 脱税事件の刑事判決が確定した納税者が、修正申告額よりも当該刑事事件において認定された所得金額の方が少額であったことから、当該認定所得金額までの減額を求める更正の請求を当該判決確定日の翌日から起算して2か月以内に提出してきたため、当該判決文の写しを請求書に添付させた上で当該認定所得金額まで減額更正を行った。	14 通則法第23条第2項（後発的事由による更正の請求）に規定している「その申告等に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に関する訴えの判決」とは、民事事件の判決を指すのであり、刑事事件の判決は、更正の請求の理由とならない（通法23②一、昭和60年5月17日最高裁）。
15 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例は、措置法の規定であることから、当初申告で特例計算をしていなかった場合、更正の請求により適用を受けることはできないとした。	15 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例は、一定の場合に必要経費を65万円とするという規定であつて、「できる」規定ではないこと及び確定申告書への特例計算をした旨の記載要件がないこと（措法27）から、更正の請求をすることができる。 ※ 確定申告書に控除を受けるべき金額等の所定の事項を記載した場合等に限り適用することとされているものは、原則として、更正の請求によって適用を受けることはできない。
16 後発的事由に基づく更正の請求の事由（通法23②）には、「申告等に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に関する訴えについての判決（判決と同様の効力を有する和解その他の行為を含む。）」と規定されているので、裁判所の関与なくなされた当事者間での「合意」であっても、更正の請求の事由に該当するとして更正処分を行った。	16 裁判所の関与なくされた当事者間の合意は判決と同様の効力を有する和解等とはいはず、通法23②は適用されない（平成3年8月1日裁決）。（注）1 判決と同一の効力を有する和解には裁判上の和解（民訴法89）と起訴前の和解（同法275）があり、その他の行為には、例えば、民事調停（民調法16、24の3）、調停（家審法21）等があるが、いずれも調書への記載を要する。 2 無効な行為により生じた経済的成果が、その行為の無効であることに基づいて失われた場合（例

個人課税関係誤りやすい事例（国税通則法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
17 政党等寄附金がある場合において、確定申告の際に政党等寄附金特別控除（税額控除）の適用を受けていなかったとの申立てに対し、更正の請求により政党等寄附金特別控除（税額控除）の適用を受けることができる旨指導した。	えば、不当利得の返還、没収）には、裁判所の関与なくされた当事者間の合意であっても更正の請求の理由になる（所法152、所令274一）。
18 法令の解釈について課税庁が敗訴した結果、新たに判決内容に沿った法令解釈通達が公表されたが、過去に当該解釈に係る通達は公表されていないことから、国税庁長官の法令の解釈が変更されたものとはいえない、更正の請求に係る後発的事由に該当しないとした。	17 政党等寄附金特別控除（税額控除）は、確定申告書に控除に関する記載があり、計算に関する明細書や証明書類の添付がある場合に限り適用があるものとされている（措法41の18③）。 したがって、政党等寄附金特別控除（税額控除）の適用を求める更正の請求は認められない。 ただし、寄附金控除については、政党等寄附金特別控除（税額控除）のような記載要件等はないことから適用可能である。
【更正・決定】	18 税額等の計算の基礎となった事実に係る国税庁長官が発した通達等に示されている法令の解釈が判決等に伴って変更され、変更後の解釈が国税庁長官により公表されたことにより、税額等が異なることとなる取扱いを受けることとなった場合は、その事実を知った日の翌日から起算して2月以内に更正の請求をすることができる（通法23②、通令6①五）。 「国税庁長官が発した通達等」には、通達のほか、国税庁ホームページ及び国税庁が作成・配布するパンフレットなど各種納税者への周知資料等が含まれる。 (注) 1 職員が公務外で執筆した書籍等において見解を表明したとしても、これは「国税庁長官の法令の解釈」には当たらない。 2 個々の納税者が知った日がいつであるかにかかわらず、減額更正の除斥期間は減額更正の期間制限（法定申告期限から原則5年）による（通法70②）。 平成23年度の税制改正により、更正をすることができないこととなる日前6月以内にされた更正の請求に係る更正等については、更正の請求があつた日から6月を経過する日まで更正することができる（新通法70③）。
19 確定申告書の提出義務がある者から平成×年分の確定申告書が平成×年の翌年3月2日に提出された場合に、増額更正ができる最終日は、提出日の3	19 期限内申告書に対する増額更正の除斥期間は3年であるが、この場合の起算日は、確定申告書の提出日の翌日ではなく、法定申告期限の翌日である。（通法24、70

個人課税関係誤りやすい事例（国税通則法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
年後の3月2日であるとした。	<p>①→</p> <p>したがって、平成×年分の増額更正をすることができる最終日は、その3年後の応答日の前日（3月15日）である。</p> <p>平×年 翌年 翌々年 3年目 4年目</p> <p>3/16 3/2 3/16 3/15 3年間 応答日 申告</p> <p>※ 平成23年度税制改正により、平成23年12月2日以後に法定申告期限の到来する国税に係る増額更正の除斥期間は5年に延長された（通法70①）。</p>
20 給与所得者（年末調整済み）から平成×年分の医療費控除に係る還付申告書が平成×年の翌年2月2日に提出された場合、その医療費控除を減額する内容の増額更正をすることができる最終日は、その法定申告期限から3年後の3月15日までであるとした。	<p>20 確定申告書の提出義務のない者から提出された還付申告書には法定申告期限がないから、提出日の翌日が増額更正の除斥期間の起算日となる（通法24, 61①二、70①一かつこ書）。</p> <p>したがって、平成×年分の医療費控除を減額する増額更正をすることができる最終日は、その3年後の応答日の前日（2月2日）である。</p> <p>平×年 翌年 翌々年 3年目 4年目</p> <p>2/3 2/2 2/3 2/2 2/3 3年間 応答日 申告</p> <p>※ 平成23年度税制改正により、平成23年12月2日以後に法定申告期限の到来する国税に係る増額更正の除斥期間は5年に延長された（通法70①）。</p>
21 5年前の純損失の金額が単純な誤りにより過大であることが判明した。 この場合、「偽りその他不正の行為」はないから、3年を超える更正はできないとした。	<p>21 純損失の金額でその年分において生じたものを減少させる更正は、法定申告期限の翌日から起算して5年を経過する日までできる（通法70②三）。</p> <p>5年前 4年前 前々年分 前年分 直近年分 純損失を減額 総損を減額す する更正可 る更正不可</p> <p>純損失過大 純損失縮減 3年間 直近年分</p>

個人課税関係誤りやすい事例（国税通則法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>22 法定申告期限の2年10か月後に提出された期限後申告に係る（増額）更正は、2か月以内（法定申告期限から3年を経過する日まで）しかできないとした。</p>	<p>※ 5年の除斥期間に服するのは、あくまでその年に生じた純損失の金額を減少させる更正であり、その更正をしたことにより繰越損失の金額が減少し、その翌年分に新たに納付すべき税額が生じる場合でも、増額更正できないことに留意する。</p> <p>※ 平成23年度税制改正により、平成23年12月2日以後に法定申告期限の到来する国税に係る増額更正の除斥期間は5年に延長された（通法70①）。</p> <p>22 期限後申告書の提出があった場合の（増額）更正は、法定申告期限から3年を経過する日とその提出があつた日から2年を経過する日のいずれか遅い日まではすることができる（通法70①かつこ書）。</p>

【参考】国税の更正、決定等の期間制限の一覧表

区分		単純過少申告又は単純無申告		脱税の場合	
		22年分以前	23年分以後		
更正	期限内申告書の更正	3年（通法70①一）	5年（新通法70①一） 7年 (通法70⑤) (新通法70④)		
	期限後申告書の更正	3年と提出日から2年とのいずれか遅い日 (通法70①一)			
	法定申告期限から3年経過後の申告に係る更正	5年（通法70②四）			
	決定後の更正	5年（通法70③）			
決 定		5年（通法70③）			
減額更正 (純損失を増額させる更正を含む。)		5年（通法70②一、二）			
純損失を減額させる更正		5年（通法70②三）			
加算税の賦課決定		5年（通法70④二）	5年（新通法70①三）		

※ 還付請求申告書に係る更正については、当該申告書を提出した日が起算日となる。

<p>23 後発的事由（通法23②）を理由として提出された5年前の年分の更正の請求に基づく更正に伴い、4年前の年分の税額が増加することとなったが、3年間の除斥期間を経過しているため更正できないとした。</p>	<p>23 更正の請求書に基づく更正により翌年分の所得税額が増加する場合には、更正があった日から6月間であれば、期間制限の特例により増額更正をすることができる（通法71①一）。</p> <p>※ 平成23年度税制改正により、平成23年12月2日以後に法定申告期限の到来する国税に係る増額更正の除斥期間は5年に延長された（通法70①）。</p>
<p>24 税額に異動はないが所得金額を増加させたものを修正申告として取り扱った（純損失等の金額に係るものではない。）。</p>	<p>24 修正申告は税額を増加させる場合にすることができるのであって、所得金額が増加しても税額が増加しない場合は、修正申告をすることができない（通法19①、昭</p>

個人課税関係誤りやすい事例（国税通則法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い				
25 本人から任意に提出された修正申告書については受取拒否できないため、何年前の修正申告書でも提出できるとした。	和56年11月13日大阪地裁)。				
【過少申告加算税】					
26 職権による減額更正の後に修正申告書が提出された場合、修正申告による増差税額全額に対し、過少申告加算税を賦課した。	25 国税の徴収権は、偽りその他不正の行為により税額を免れた場合を除き、その法定納期限から5年間行使しないときには消滅することとなるので5年を超えた年分の修正申告書は提出することができない（通法72、73）。				
27 相続人が被相続人に係る修正申告書を提出した場合の加算税の計算について、当該加算税は「被相続人に課されるべき国税」であり、「被相続人から承継した国税」に該当することから、本税に対する加算税を計算した後これを相続分で按分して計算した。	26 職権による減額更正がなされている場合は、当初申告税額に達するまでの税額は「正当な理由」があると認められる事実に基づくものとして、加算税の対象額から控除することになる（通法65④、平12.7.3付「申告所得税の過少申告加算税及び無申告加算税の取扱いについて（事務運営指針）」の第1の1(2)）。				
	<p>【例】</p> <table border="1"> <tr> <td>当初申告額</td> <td>減額更正（職権）</td> <td>修正申告（1）</td> <td>修正申告（2）</td> </tr> </table> <p>※ 網掛け部分は正当な理由があるとして加算税は賦課しない。</p>	当初申告額	減額更正（職権）	修正申告（1）	修正申告（2）
当初申告額	減額更正（職権）	修正申告（1）	修正申告（2）		
	27 「被相続人に課されるべき国税」とは、相続開始の時において、被相続人につき既にその課税要件を充足しているものであること及び加算税は修正申告書の提出等があった場合に賦課される国税であることから、相続人が被相続人に係る修正申告書を提出した場合の加算税は、相続開始の時点において「被相続人に課されるべき国税」とはいえない（通法5）。				
	<p>したがって、事例の加算税は、各相続人単位で計算する必要がある（本税の額を相続人分で按分した後、当該金額を基に計算する。）（通法119④、通基通5-4）。</p>				

個人課税関係誤りやすい事例（国税通則法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>【加重分】</p> <p>28 過少申告加算税の累積増差税額の計算に当たって、納付すべき税額のうちに、修正申告の基礎とされなかつたことについて正当な理由があると認められる部分も加算した。</p>	<p>28 累積増差税額の計算に当たっては、納付すべき税額のうちに、修正申告の基礎とされなかつたことについて正当な理由があると認められる部分は加算しない（通法65②、③）。</p> <p>なお、次の事由があるときも、それに相当する部分の金額は、累積増差税額に加算しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 納付すべき税額を減額させる更正によって減額された部分 ② 不服申立て又は訴えについての決定、裁決又は判決による更正の全部又は一部の取消しがされた部分 ③ 同年分の先行調査時の重加対象税額に相当する部分（付表八の三の(6)記載要領参照）
<p>【無申告加算税】</p> <p>29 申告納税額200,000円の平成×年分の確定申告書が 平成×年の翌年3月23日に提出されたため、後日無申告加算税10,000円を賦課決定した。</p> <p>なお、この申告納税額200,000円は、平成×年の翌年3月10日に納付されている。</p>	<p>29 期限後申告書の提出が調査があったことにより決定を予知してされたものではなく、期限内申告書を提出する意思があったと認められる一定の場合（注）で、かつ、法定申告期限から2週間を経過する日までに提出されたものである場合は、無申告加算税を課すことはできない（通法66⑥、通令27の2）。</p> <p>なお、上記に該当する期限後申告書の提出があった場合で、その後に修正申告書の提出又は更正があったときは、過少申告加算税が課されることになる（通法65①かつこ書き）。</p> <p>（注）「一定の場合」とは、次のいずれの要件をも満たしている場合をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 期限後申告書の提出があつた日の前日から5年前の日までの間に、その期限後申告書に係る国税の属する税目について、期限後申告書の提出又は決定があつたことによる無申告加算税又は重加算税（無申告重加）を賦課されたことのない場合で、通法66⑥の適用を受けていないとき ② この期限後申告書に係る納付すべき税額の全額が法定納期限（口座振替納付の手続の依頼を税務署長等が受けている場合には、その期限後申告書を提出した日）までに納付されていた場合 <p>※ この取扱いは「無申告加算税を賦課しない」こととしたものであり、「期限後申告を期限内申告として取り扱うこととしたもの」ではないため、上記の要件を満たしている場合であつても、期限内申告を要件とする特典等（65万円の青色申告特別控除など）は認められない。</p> <p>※ この取扱いは、平成19年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税から（所得税の場合は平成18年分から）適用される。</p>

個人課税関係誤りやすい事例（国税通則法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
30 申告納税額が100万円、予定納税額が150万円、第3期分の還付される税金50万円とする期限後申告に対して無申告加算税を賦課した。	30 加算税の基礎となる金額は、納付すべき税額（第3期分の税額の増差額）となる。 事例の場合、納付すべき税額はないため無申告加算税は賦課できない（通法35、66）。
31 法定期限後に提出された還付申告書について還付金の額を減少させる修正申告書の提出があった場合に、無申告加算税を賦課した。	31 還付を受けるための申告書で、期限内申告書以外のものを「還付請求申告書」といい、①所得税法第120条第1項に規定する申告義務のある者が提出する確定申告書で予定納税額又は源泉徴収税額の還付を受けるもの、②所得税法第122条に規定する還付を受けるための申告書などがこれに当たる。 この「還付請求申告書」に対して更正等がなされた場合は、その増差税額に対して過少申告加算税を賦課することになり（通法65①）、例のケース1の場合（期限後に還付申告があった場合で、その後の更正又は修正申告によって生じた増差税額が当初申告の還付金の額に満たない場合）は、増差税額に対して過少申告加算税を課すことになる。 一方、ケース2のように、（期限後に還付申告があった場合であっても、その後の更正又は修正申告によって生じた増差税額が当初申告に係る還付金の額を超えるような場合は）、還付請求申告書に対してなされた更正又は修正とは言えず、増差税額に対して無申告加算税を賦課することになる（通法17②、65①、通令26）。 【例】
32 事後処理の結果、納税者から税務署が指摘していない内容を含む期限後申告書が提出されたため、当該指摘していない内容については、「更正又は決定を予知してされたものではないとき」に該当するとして、これに係る税額相当部分に対しては5%の割合による無申告加算税を賦課することとした（通法66⑤）。	32 通法66⑤は、「期限後申告書の提出」が更正又は決定を予知していなかった場合には、無申告加算税の割合を5%とする旨規定しているから、適用されるか否かはその提出自体が更正又は決定を予知していたか否かにより判断することとなり、その内容に更正又は決定を予知していなかった部分があるか否かによって判断するものではない。 したがって、事後処理において税務署が指摘していない内容を含む期限後申告書が提出された場合であっても、その提出自体が税務署の指摘に基づいてされたもの

個人課税関係誤りやすい事例（国税通則法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い						
33 調査の結果、平成×年分の期限後申告書(申告納税額600,000円)が提出されたため、無申告加算税90,000円を賦課決定した。	<p>である限り、通法66⑤を適用して5%の割合による無申告加算税を賦課するのではなく、全体に対して15%の無申告加算税を賦課することとなる。</p> <p>33 無申告加算税の対象となる納付すべき税額が50万円を超えるときは、その超える部分に対する無申告加算税の割合は100分の20となるから、事例の無申告加算税の額は95,000円となる（通法66②）。</p> <p>なお、この期限後申告書の提出が更正又は決定を予知してされたものでない場合（いわゆる自主的申告の場合）は、上記にかかわらず、無申告加算税は納付すべき税額の5%となる。</p> <p>※ この無申告加算税の加重計算は、平成19年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税（所得税の場合は平成18年分から）に適用される。</p>						
【重加算税】							
34 重加算税は、隠ぺい又は仮装の行為があった場合に過少申告加算税に代えて課されることになっているが、過少申告加算税の加重分が賦課される場合に加重分以外の部分に代えて重加算税を賦課した。	<p>34 「隠ぺい・仮装」の行為があった場合、過少申告加算税に代えて重加算税が賦課されることになるが、過少申告加算税対象額に加重分がある場合には、加算税額は加重部分から先に充てて重加算税を賦課することになる（通令27の3）。</p> <p>【例】</p> <table> <tr> <td>期限内申告税額</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>増差税額</td> <td>900万円</td> </tr> <tr> <td>内 重加対象税額</td> <td>100万円</td> </tr> </table>	期限内申告税額	200万円	増差税額	900万円	内 重加対象税額	100万円
期限内申告税額	200万円						
増差税額	900万円						
内 重加対象税額	100万円						

35 重加算税と過少申告加算税の両方が賦課される場合に、合計額で不徴収基準の判定をしていました。

35 重加算税と過少申告加算税の両方が賦課される場合の不徴収基準の判定は、それぞれの加算税の額で判断する（通法119④；平12.7.3付「申告所得税の過少申告加算税及び無申告加算税の取扱いについて（事務運営指針）」の第3の3）。

個人課税関係誤りやすい事例（国税通則法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
36 消費税の基準期間において「隠ぺい・仮装」の行為があり、その課税売上高が1,000万円超となつたことに連動して、新たに本年分の消費税の申告義務が生じた場合、基準期間及び本年分ともに「隠ぺい・仮装」に基づくものとして重加算税を賦課した。	36 基準期間の「隠ぺい・仮装」により新たに申告義務が生じたとしても、その課税期間に「隠ぺい・仮装」の事実がないため、重加算税を賦課するのではなく、無申告加算税を賦課することになる（平12.7.3付「消費税及び地方消費税の更正等及び加算税の取扱いについて（事務運営指針）」のIVの5）。
【不服審査】	
37 青色申告者から提出された更正の請求について、請求の一部を認容（減額更正）する場合又は更正の請求に理由がない旨の通知処分をする場合において、異議申立てと審査請求との選択ができないとした。	37 税務署長がした処分に対し異議申立てをすることができる者で、青色申告書に係る更正に不服があるときは、その選択により異議申立てをしないで、審判所長に対して直接審査請求をすることができる（通法75④一）。 この場合の更正とは、いわゆる増額更正のみならず、更正の請求に理由がない旨の通知処分を含むものと解されている。 したがって、青色申告者から提出された更正の請求（青色申告の承認対象となる不動産所得、事業所得又は山林所得に関わりのない事項のみについてのものを除く。）について、請求の一部を認容（減額更正）する場合あるいは更正の請求に理由のない旨の通知処分をする場合には、審査請求を選択ができる旨を教示する必要がある。
38 青色申告者の修正申告書に係る過少申告加算税の賦課決定について、異議申立てをしないで審査請求ができる旨の教示をした。	38 青色申告者が選択により審査請求を行うことはできるのは、更正処分及びその更正処分に係る加算税の賦課決定であるので、修正申告に係る加算税の賦課決定については、異議申立てをしないで審査請求をすることはできない（通法75④一かつ二書）。
39 青色事業所得者に係る（増額）更正処分について、その更正の内容が所得控除の誤りによるものであるにもかかわらず、直接審査請求ができる旨の教示をした。	39 青色申告に係る更正であっても、青色申告の承認対象でない所得（例えば、一時所得や譲渡所得）や所得控除に係るものについてのみの更正であるときは、帳簿調査や理由附記に係る規定が適用されず、直接審査請求はできない（通法75④）。
【その他】	
40 入退院を繰り返す納税者について、その息子から「予定納税通知書を私あてに送付して欲しい」との申し出があったため、息子の住所地に送付することとした。	40 納税管理人がある場合や相続があった場合などの例外を除き、送達を受けるべき者（納税者本人）の住所又は居所（事務所及び事業所を含む。）に送達することとされている（通法12①、通基通12）。

個人課税関係誤りやすい事例（国税通則法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
41 災害その他やむを得ない理由による申告期限の延長について、申告期限から2か月以内とした。	41 災害その他やむを得ない理由がやんだ日から2か月以内となる（通法11）。
42 災害その他やむを得ない理由による申告期限の延長の届出書は、確定申告期限までに提出しなければならないとした。	42 地域指定による期限延長の場合を除き、書面による申請が必要とされているが、この申請は、災害その他やむを得ない理由がやんだ後相当の期間内に行われなければならないこととされている（通令3）。
43 仕事の都合で海外へ出張しているとの理由は、通則法第11条に規定する「災害その他やむを得ない理由」に該当するとして、申告期限の延長を認めた。	<p>43 仕事の都合で海外へ出張しているとの理由は、申告等をする者の重傷病その他の自己の責めに帰さないやむを得ない事実に当たらないことから、「災害その他やむを得ない理由」に該当しない。</p> <p>なお、申告等の行為の不能に直接因果関係を有する事実としては、次のものがある（通基通11）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地震、暴風、豪雨、豪雪、津波、落雷、地すべり、その他の自然現象の異変による災害 ② 火災、火薬類の爆発、ガス爆発、交通途絶その他の人為による異常な災害 ③ 申告等をする者の重傷病その他の自己の責めに帰さないやむを得ない事実
44 納税管理人が確定申告書の提出を行う場合、その提出先は、納税管理人の住所地を所轄する税務署長であるとした。	<p>44 国内に住所等を有しなくなる場合には、納税管理人を定めることとされているが、所得税の納税地については、所得税法第15条に掲げる場所が納税地であると定められているため、納税管理人の住所地を納税地とすることはできない。</p> <p>したがって、納税者本人の納税地を管轄する税務署長に対し申告書を提出することとなる（所法15、通法117）。</p>
45 確定申告書に記名押印することは、慣習によるものであるとした。	45 申告書、申請書、届出書その他の書類を提出する者は、その提出する書類に氏名及び住所又は居所を記載し、押印しなければならないこととされている（通法124）。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>【1 非課税】</p> <p>1-1 心身に加えられた損害に対して支払いを受ける損害賠償金のうち、業務に従事することができなかつたことによる収益の補償として受けるものは、収益補償であるから非課税ではないとした。</p>	<p>1-1 心身に加えられた損害に対して支払いを受ける慰謝料その他の損害賠償金（これらに類するものを含む。）については非課税であり、この損害賠償金等には、その損害に基因して勤務又は業務に従事できなかつたことによる給与又は収益の補償として受けるものも含まれる（所法9①十七、所令30①）。</p>
<p>1-2 労働者災害補償保険の給付金を収益補償として収入金額に計上した。</p>	<p>1-2 特別法の規定により非課税となる所得がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 労働者災害補償保険の給付金 (2) 被災者生活再建支援金 (3) 雇用保険の失業等給付（求職者給付・就職促進給付・教育訓練給付・雇用継続給付）など
<p>1-3 平成23年中の税制適格ストックオプションの権利行使価額の合計額が1,200万円を超える者に対して、一律に1,200万円までは、権利行使時の経済的利益について、所得税が課されないとした。</p>	<p>1-3 税制適格ストックオプションの年間の権利行使価額の合計額が1,200万円を超えることとなる場合には、その超える部分の金額が税制非適格となるのではなく、超えることとなった取引全体の金額が税制非適格となる（措法29の2①ただし書）。</p> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> <p>1,200万円 400万円 600万円 300万円 年間の権利行使価額の合計額 1,300万円</p> <p>※ 1,200万円を超えることとなる400万円の権利行使分については、税制非適格ストックオプションに該当し、権利行使時の経済的利益に課税される。</p> <p>※ 権利行使価額の合計額のうち1,200万円を超える100万円だけが課税されるのではない。</p> </div>
<p>【2 所得の帰属】</p> <p>2-1 未分割の相続財産から生ずる不動産所得について、法定相続分で申告したが、後日、法定相続分と異なる遺産分割が行われた場合は、相続時に遡及して是正しなければならないとした。</p>	<p>2-1 未分割の相続財産から生ずる不動産所得について、後日、法定相続分と異なる遺産分割が行われた場合は、相続時まで遡って修正申告又は更正の請求をするのではなく、遺産分割の確定日前のものは、法定相続分により、確定日以後のものについてはその遺産分割による相続分により申告することとなる（所法12、所基通12-1、通基通5-22）。</p>
<p>【3 利子所得】</p> <p>3-1 知人又は会社に対する貸付金の利息を利子所得とした。</p>	<p>3-1 次に掲げる利息等は、利子所得ではなく雑所得となる（所基通35-1、35-2）。</p>

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
	<ul style="list-style-type: none"> (1) いわゆる学校債、組合債の利子 (2) 知人又は会社に対する貸付金の利子 (3) 公社債の償還差益又は発行差金 (4) 定期積金のいわゆる給付補填金
【4配当所得】	
4-1 外国所得税が課されている国外で発行された株式等の配当につき、確定申告を要しない配当か否かを判定する際、外国所得額控除前の金額で判定した。	<p>4-1 上場株式等以外の国外で発行された株式等の配当につき外国所得税が課されている場合には、これを控除した後の金額について支払いを受けるべき1回の配当金額が、10万円に配当期間の月数を乗じ12で除した金額以下であるかどうかを判定する（措法9の2③⑤）。</p> <p>ただし、平成18年4月30日以前に支払いの確定するものについては、1回の配当金額が5万円（年1回の支払いの場合10万円）以下であるかどうかで判定する（平18改正措法附則77）。</p>
4-2 確定申告をしないこととした上場株式等の配当所得について、更正の請求ができるとした。	<p>4-2 確定申告をしないこととした上場株式等の配当所得は、更正の請求をすることとはできない（措法8の5②、措通8の5-1）。</p> <p>※ 決定処分を行う場合においても、これらの配当所得は含めないで計算することになる（措法8の5②）。</p>
4-3 法人Aが、平成23年6月に利益による自己株式の消却を行ったため、残存株主である個人Bに対して、みなし配当（年間50万円）が生じるとして、申告する必要があるとした。	<p>4-3 配当所得として申告する必要はない（所法25①四、五）。</p> <p>※ 平成13年度の税制改正により、従来から課税されていた金銭その他の資産の交付がない場合のみみなし配当については、株主がその交付の基となつた株式を譲渡するときまで課税が繰り延べられることとなった。</p>
4-4 上場株式の配当を申告する際（大口株主でない。）に、源泉徴収された税額のすべてを所得税の計算上、源泉徴収税額として差し引いた。	<p>4-4 平成16年分から、上場株式等の配当等は、所得税が7%、住民税が3%の割合で源泉徴収されているため、所得税の確定申告においては、上場株式等の配当等から源泉徴収された税額のうち、所得税（7%）についてのみ差し引くことになる（旧措法9の3②、平20改正措法附則33②）。</p> <p>※ 住民税の3%は、確定申告書第二表の「住民税に関する事項」の「配当割額控除額」欄に記載する。</p>
4-5 平成21年1月1日以後に支払いを受けるべき上場株式等の配当等（大口株主でない。）について申告す	4-5 上場株式等の配当等（大口株主でない。）を申告する場合は、総合課税又は申告分離課税のいずれか

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
る場合は、総合課税のみであるとした。	<p>を選択することができる。この場合、申告する上場株式等の配当等のすべてについて、総合課税と申告分離課税とのいずれかを選択する必要がある（措法8の4）。</p> <p>※ 申告分離課税を選択した場合、配当控除の適用はない（措法8の4①）。</p>
4-6 上場株式等の配当について確定申告する場合には、すべての銘柄について申告しなければならないとした。	<p>4-6 上場株式等の配当について申告するか否かは、一回に支払いを受けるべき配当等の額ごとに判断すればよい（措法8の5④）。</p> <p>なお、上場株式等の配当等については、確定申告をせずに、源泉徴収だけで課税関係を終了することができる（措法8の5①）。</p>
4-7 上場株式等の配当について確定申告する場合には、株式等の銘柄、数量、配当等の金額その他源泉徴収税額を所得の内訳書等に記載すれば、配当等に係る支払通知書等は添付する必要がないものとした。	<p>4-7 平成21年分以後、上場株式等の配当について確定申告する場合には、上場株式等配当等の支払通知書の原本を添付しなければならない（措令4の2⑤⑦、所法120③三、166、所令262③）。</p> <p>ただし、e-Taxにより申告する場合には、添付省略することができる（平20年国税庁告示31号）。</p>
【5 不動産所得】	
5-1 家賃の金額をめぐる係争に係る供託金を不動産所得の収入に計上しなかった。	5-1 契約の存否の係争に係る供託金については、判決等があるまで収入に計上しなくてよいが、家賃の金額の増減の係争に係る供託金については、各年の不動産所得の収入金額となる（所基通36-5）。
5-2 アパートが2人以上の共有とされている場合、共有持分であん分した後で貸付けの規模を判定した。	<p>5-2 不動産が2以上の者の共有とされている場合であっても、当該不動産の全体の貸付けの規模で判定する。</p> <p>※ 規模判定の形式基準</p> <p>アパート等については独立した室数がおおむね 10室以上</p> <p>独立家屋についてはおおむね5棟以上（所基通26-9）</p>
【6 謾渡所得】	
6-1 法人にに対し資産を贈与した場合に、所得税の課税上の問題はないとした。	6-1 法人にに対し資産を時価の2分の1未満（無償も含まれる。）の価額で譲渡した場合、時価によって譲渡したものとみなして課税される（所法59①、所令169）。
6-2 特許権、実用新案権などの工業所有権や著作権の譲渡があった場合において、取得の日以後5年以内	6-2 自己の研究の成果である特許権その他の工業所有権や自己の著作に係る著作権等は、5年以内に取得

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
に譲渡されたものは短期譲渡所得として総所得金額を算定した。	したものであっても長期譲渡所得として算定することとなる（所法33③一かつこ書、所令82）。
【7 退職所得】	
7-1 退職した翌年に退職金の支給を受けた場合、支給を受けた年分の退職所得とした。	7-1 退職所得の収入時期は、原則としてその支給の基因となった退職日による。ただし、会社役員等の場合で、その支給について株主総会等の決議を要するものについては、その役員の退職後その決議があつた日とされる（所基通36-10）。
7-2 解雇予告手当を一時所得とした。	7-2 解雇予告手当は、退職手当等に該当する（所基通30-5）。
【8 一時所得】	
8-1 一時払い養老保険（源泉分離課税の対象とならないもの）の保険料を支払うために借り入れたひも付きの借入金の利子を一時所得の計算上控除しなかつた。	8-1 満期返戻金に係る一時所得の計算上控除することができるのは、保険料又は掛金及びこれらの支払いのための借入金の利子で、ひも付き関係が明らかなるものに限る（所法34②、所令183②）。
8-2 長期損害保険契約の満期返戻金が支払われたが、店舗に係るものであるとして事業所得の収入金額に該当するとして課税した。	8-2 損害保険契約に基づき受領する満期返戻金は、事業に係るものについても一時所得に該当するものとして取り扱われている（所基通34-1(4)）。 なお、長期損害保険契約に係る支払い保険料については、事業所得の計算上、積立保険料として資産計上する部分とその年分の必要経費に算入する部分とに区分されており、一時所得の計算上、既に事業所得の計算上必要経費として算入された部分の金額については、再度必要経費として控除することはできないので、積立保険料部分のみを控除することとなる（所基通36・37共-18の2、18の6）。
8-3 借家人が受けた立退料をすべて一時所得とした。	【計算式】 $\text{一時所得} = \frac{\text{満期返戻金}}{\text{の額}} - \left(\begin{array}{l} \text{「支払保険料の総額」} \\ \text{「事業所得の計算上必要経費に算入した金額」} \\ \text{「配当等の金額」} \end{array} \right) - 50\text{万円}$
	8-3 借家人が受けた立退料は、①借家権の消滅部分は譲渡所得、②休業補償部分は事業所得等、③その他は一時所得とされる（所令94、95、所基通33-6、34-1(7)）。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
8-4 法人からの贈与により取得する金品はすべて一時所得に該当するとした。	8-4 法人からの贈与により取得する金品であっても、業務に関して受けるもの及び継続的に受けるものは一時所得に該当しない（所基通34-1(5)）。 ※ 事業所得、雑所得等になる。
8-5 国民年金や厚生年金の受給を受けている者が、受け取るべき年金の給付を受けずに死亡した場合（未支給年金）において、遺族が受領した一時金（遺族年金とは異なる）は相続財産であるから、申告しなくてよいとした。	8-5 未支給年金の受給請求権は、遺族に認められた固有の権利であり、これに基づき受領した一時金は相続財産には該当せず、当該遺族の一時所得に該当する（所基通34-2）。
8-6 国民年金等の加入者で支給開始年齢前に死亡した場合に、遺族が受取った死亡一時金を一時所得とした。	8-6 国民年金等の加入者の遺族が受取る一時金であっても、次のものは非課税となる。 【死亡一時金】 一定の期間、国民年金等の被保険者であった者等が年金の支給を受ける前に死亡した場合に、その遺族に支払われる一時金 【遺族一時金】 国民年金基金加入者が年金を受ける前に死亡した場合に、その遺族に支払われる一時金（国民年金法25、133他）
【9雑所得】	
9-1 過去に遡及して公的年金等の支払いを受けた場合、そのすべてについて、支払いを受けた年分の収入とした。	9-1 年金については、その支給の基礎となった法令に定められた支給日が収入すべき時期とされているため、前年分以前の期間に対応する年金が一括して支給された場合は、各年分ごとに区分して収入金額を計算する（所基通36-14(1)）。
9-2 公的年金等以外の雑所得が赤字で、公的年金等の所得がある場合、その赤字を公的年金等の所得から差し引かなかった。	9-2 公的年金等以外の雑所得が赤字で、公的年金等の所得がある場合、その赤字は公的年金等の所得から差し引くことができる（所法35②）。
9-3 公的年金等受給者であっても、第3期分の税額がある場合には納税義務が発生することから、必ず確定申告書を提出しなければならないとした。	9-3 平成23年分以後の所得税の申告については、公的年金等に係る雑所得の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には確定申告書の提出を要しないこととされた（所法121③）。 なお、この場合であっても、所得税の還付を受けるための申告書や、損失を繰り越すための申告書等は提出することができる。 (注) 所得税の確定申告書の提出が不要であっても、住民税の申告は、原則として必要となる（問9-4参照。）。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
9-4 所得税の申告不要制度の適用を受けた公的年金等受給者に対して、住民税の申告は不要であると説明した。	<p>9-4 公的年金等受給者の申告不要制度に該当する場合であっても、住民税には申告不要制度がないため（地方税法 317 の 2①本文）、①給与所得又は公的年金等以外に所得がある者、②源泉徴収票に記載されている以外の所得控除の適用を受ける者、③損失を繰り越すための申告をする者（所得割の納税義務を負わない者で、市町村の条例で定められている者を除く。）は住民税の申告が必要となる。</p> <p>なお、①に該当する者であっても、雇用控除、医療費控除等の適用を受ける場合には、所得税の確定申告書を提出している場合を除き、住民税の申告書を提出することとなる（地方税法 317 の 2①ただし書）。</p>
9-5 確定申告書の撤回を申し出た公的年金等受給者に対して、一度申告したものは撤回ができないと指導した。	<p>9-5 公的年金等受給者の申告不要制度に該当する者が、当初申告において第3期分の税額が記載された確定申告書を提出した場合で、後日、当該申告書を撤回したい旨の書面による申出があったときは、その申出の日に当該申告書の撤回があったものとし、当該申告書に係る第3期分の税額を還付するとして取り扱うこととされている（所基通 121-2）。</p> <p>なお、撤回後は無申告となるため、後日、申告漏れ等が判明した場合には、無申告加算税が賦課されることとなる。</p>
9-6 公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載事項に誤りがあり、源泉所得税額が徴収不足となつていることから、確定申告書を提出しなければならないとした。	<p>9-6 公的年金等に係る扶養親族等申告書の記載事項に異動が生じた場合等は、確定申告書を提出することで是正されてきたが、公的年金等受給者に対して、所得税の申告不要制度には例外規定がないため、当該制度の要件に該当する場合は、たとえ扶養親族の異動等により納税額が発生しても、確定申告書の提出は不要である。</p>

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
【10収入金額】	
10-1 棚卸資産を知人に低廉譲渡した場合、実質的に贈与したと認められる金額を収入金額に加算しなかった。	10-1 棚卸資産を著しく低い金額で譲渡した場合には、次の算式により計算される実質的に贈与したと認められる金額が収入金額に加算される（所法40①二、所基通39-1、40-2、40-3）。
	$\begin{matrix} \text{実質的に} \\ \text{贈与した} \\ \text{と認めら} \end{matrix} = \left(\begin{matrix} \text{通常の} \\ \text{販売価格} \end{matrix} \right) \times \left(\begin{matrix} \text{おおむね} \\ 70\% \end{matrix} \right) - \text{譲渡価額} \\ \text{れる金額}$
10-2 販売業者が、広告宣伝用の資産である陳列棚（製造業者の製品名、社名が表示）を無償で取得したが、経済的利益はないものとした。	10-2 販売業者等が広告宣伝用資産（自動車、陳列棚、冷蔵庫等）を無償又は低額で取得した場合、次の額が経済的利益とされる（所基通36-18）。
	$\text{経済的利益} = \left[\begin{matrix} \text{取得資産の} \\ \text{価額 (製造} \\ \text{業者等の取} \\ \text{得価額)} \end{matrix} \right] \times \frac{2}{3} - \left[\begin{matrix} \text{取得のた} \\ \text{めに支出} \\ \text{した金額} \end{matrix} \right]$
	※ 上記利益の額が30万円以下であるときは、経済的利益はないものとされる。
10-3 消費税の経理処理について税抜経理方式を適用している者が、仮受消費税等の金額と仮払消費税等の金額との差額と、納付あるいは還付される消費税等とに差額が生じたが、雑収入又は必要経費に算入しなかった。	10-3 消費税額の差額は、その課税期間に対応する年の雑収入又は必要経費に算入する（平元.3.29 直所3-8「消費税法等の施行に伴う所得税の取扱いについて」「6」）。
10-4 事業所得者が国庫補助金等の交付を受け、その交付の目的に適合した固定資産を取得した場合、受け取った国庫補助金等は税金の計算上何ら影響はないとした。	10-4 個人が国庫補助金等の交付を受け、当該国庫補助金等により、その交付の目的に適合した固定資産を取得又は改良した場合で、当該国庫補助金等の返還を要しないことがその年の12月31日までに確定した場合には、当該国庫補助金等のうち、その固定資産の取得又は改良に充てた部分の金額に相当する金額は、総収入金額に算入しないこととされている（所法42①）。
	この取扱いを受ける場合、国庫補助金により取得等した固定資産（減価償却資産）に係る減価償却費の計算は、当該国庫補助金相当額を控除した取得価額を基礎として行うこととなる（所令90-1）。
【11必要経費】	
11-1 所得補償保険の保険料を事業所得の必要経費とした。 ※ 所得補償保険とは、被保険者が傷害又は疾病により勤務（業務に従事）できなかつた期間の給与補償（所得補償）として受領する損害保険契約に	11-1 事業主が自己を被保険者として支払う所得補償保険の保険料は必要経費にならない（所基通9-22（注））。 なお、保険金を受け取った場合には「身体の障害に基因して支払を受けるもの」として非課税所得と

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
基づく保険金をいう。	される（所基通9-22）。
11-2 農協の建物共済、長期総合保険などで積立部分のある損害保険料全額を必要経費に算入した。	11-2 積立部分の保険料は資産計上し、積立以外の部分が必要経費となる（所基通36・37共-18の2）。
11-3 事業を営む者が、生計を一にする親族の所有する建物を無償で借り受け、事業の用に供した場合、その建物に係る減価償却費、固定資産税等について、事業を営む者の必要経費に算入することはできないとした。	11-3 事業を営む者が生計を一にする親族の所有する建物を無償で借り受け、事業の用に供した場合であっても、その対価の授受があったとしたならば、その資産を所有する親族の各種所得の計算上必要経費に算入されるべき金額を、その事業を営む者の事業所得の金額の計算上必要経費に算入することができる（所法56、所基通56-1）。
11-4 事業の用に供する建物を購入する際に支払った購入手数料を事業所得の必要経費に算入した。	11-4 減価償却資産を購入する際に支払った購入手数料は、減価償却資産の取得価額に算入する（所令126①-1）。
11-5 店舗や事務所などの不動産の所有権保存のため又は抵当権設定のために支出する登録免許税を取得価額に算入した。	11-5 減価償却資産のうち、特許権のように登録により権利が発生する資産や自動車のように業務の用に供するについて登録を要する資産以外に係るものは、取得価額に算入せず、全額必要経費に算入する（所基通37-5、49-3(3)）。 ※ なお、相続等により取得した業務の用に供される資産に係る登録免許税等については、従前、各種所得の金額の計算上必要経費には算入されないこととされていたが、平成17年1月1日以後に取得したものについては、必要経費に算入することとされた（所基通37-5(注)1）。
11-6 いったん締結した固定資産の取得に関する契約を解除して、他の固定資産を取得することとした場合に支出する違約金は、取得価額に算入しなければならないとした。	11-6 必要経費に算入されたものを除き、取得した固定資産の取得費又は取得価額に算入する（所基通38-9の3）。
11-7 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産について、平成20年分の減価償却費を必要経費に算入したことにより、減価償却累積額が償却可能限度額まで達したため、平成20年分から均等償却を開始した。	11-7 平成19年度税制改正により減価償却制度が改正され、平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産につき、減価償却累積額が償却可能限度額に達している場合は、平成20年分以後の所得税において、その達した年分の翌年分以後5年間で1円まで均等償却することとなる（所令134②）。 事例の場合、平成20分において償却限度額に達することとなるため、平成21年分以後の5年間で均等償却することとなる。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い																																		
<p>11-8 店舗併用住宅について、未償却残高を計算する際、「取得価額－必要経費算入額」とした。</p>	<p>11-8 未償却残高の額は、次の算式のとおり。 $\text{未償却残高} = \text{取得価額} - \text{の年分までの減価償却費の累計額}$</p>																																		
<p>11-9 被相続人が平成9年中に取得した建物を平成22年に相続し、事業の用に供した。 相続により取得した減価償却資産については、取得時期、取得価額を引き継ぐ(所令126②)ので、平成10年3月31日以前に取得した建物として旧定率法の選択ができるとした。</p>	<p>11-9 建物の償却方法は、平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したものは旧定額法、平成19年4月1日以後に取得したものは定額法によることとされている(所令120①一、120の2)が、この取得には相続、遺贈又は贈与も含まれる(所基通49-1)。 ※ 事例の場合、旧定率法の選択はできず、定額法によることとなる。</p>																																		
<p>11-10 居住用家屋を取り壊して店舗を建築した際、居住用家屋の取壊し費用を店舗の取得価額に算入した。</p>	<p>11-10 家事費となり、必要経費算入はできない(下図参照)。</p> <p>【参考】資産損失・立退料・取壊し費用(原則的取扱い)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">従来から所有している建物の状況</th> <th rowspan="2">取壊しの目的</th> <th colspan="3">左の場合の取扱い</th> </tr> <tr> <th>資産損失</th> <th>立退料</th> <th>取壊し費用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">業務用資産</td> <td>譲渡目的</td> <td>譲渡費用</td> <td>譲渡費用</td> <td>譲渡費用</td> </tr> <tr> <td>建替後業務用資産として使用</td> <td>必要経費</td> <td>必要経費</td> <td>必要経費</td> </tr> <tr> <td>建替後非業務用資産として使用</td> <td>必要経費</td> <td>必要経費</td> <td>家事費</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">非業務用資産</td> <td>譲渡目的</td> <td>譲渡費用</td> <td></td> <td>譲渡費用</td> </tr> <tr> <td>建替後業務用資産として使用</td> <td>家事費</td> <td></td> <td>家事費</td> </tr> <tr> <td>建替後非業務用資産として使用</td> <td>家事費</td> <td></td> <td>家事費</td> </tr> </tbody> </table>	従来から所有している建物の状況	取壊しの目的	左の場合の取扱い			資産損失	立退料	取壊し費用	業務用資産	譲渡目的	譲渡費用	譲渡費用	譲渡費用	建替後業務用資産として使用	必要経費	必要経費	必要経費	建替後非業務用資産として使用	必要経費	必要経費	家事費	非業務用資産	譲渡目的	譲渡費用		譲渡費用	建替後業務用資産として使用	家事費		家事費	建替後非業務用資産として使用	家事費		家事費
従来から所有している建物の状況	取壊しの目的			左の場合の取扱い																															
		資産損失	立退料	取壊し費用																															
業務用資産	譲渡目的	譲渡費用	譲渡費用	譲渡費用																															
	建替後業務用資産として使用	必要経費	必要経費	必要経費																															
	建替後非業務用資産として使用	必要経費	必要経費	家事費																															
非業務用資産	譲渡目的	譲渡費用		譲渡費用																															
	建替後業務用資産として使用	家事費		家事費																															
	建替後非業務用資産として使用	家事費		家事費																															
<p>11-11 不動産の貸付けを事業的規模で行っていない場合、業務の用に供していた建物の取壊し損(建物本体の損失)を全額必要経費として、赤字申告した。</p>	<p>11-11 不動産の貸付けを事業的規模で行っていない場合は、資産損失を控除する前の所得金額が限度となる(所法51④)。</p>																																		
<p>11-12 平成22年中に購入した取得価額10万円以上20万円未満の器具備品について、一括償却資産として申告したが、平成23年中にその一部を除却したので、その未償却残高を除却損として必要経費に算入した。</p>	<p>11-12 一括償却資産としたものについては、その年以後にその全部又は一部につき滅失、除却等(譲渡した場合を含む。)の事実が生じたときであっても、業務の用に供した日以後3年間にわたって、その取得価額の3分の1に相当する金額を必要経費に算入することになる(所令139、所基通49-40の2)。</p>																																		

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>11-13 平成22年中に購入した取得価額10万円以上20万円未満の器具備品について一括償却資産として申告（3分の1の金額を必要経費算入）していたが、平成22年中にその納税者が死亡した場合、取得価額の3分の1をその者の平成23年分の必要経費とし、残額については必要経費算入できないとした。</p>	<p>11-13 一括償却資産の規定の適用を受けている者が死亡し、その規定に従い計算される金額のうち、その死亡した日の属する年以後の各年分において必要経費に算入されるべき金額がある場合には、その金額はその者の死亡した日の属する年分の必要経費に算入する。ただし、その者が死亡した日の属する年以後の各年分において必要経費に算入されるべき金額があり、かつ、その者の業務を承継した者がある場合のその金額の取扱いは、一括償却資産の規定に従い計算される金額を限度として次によることとして差し支えない（所基通49-40の3）。</p> <p>(1) その者の死亡した日の属する年 ⇒ その者の必要経費に算入する。</p> <p>(2) その者の死亡した日の属する年の翌年以降の各年分 ⇒ その業務を承継した者の必要経費に算入する。</p>
<p>11-14 平成23年に中小企業者（常時使用する従業員の数が千人以下で青色申告者）が、26万円のパソコン11台と23万円のパソコン1台（合計309万円）を購入、使用した。</p> <p>これらのパソコンを少額減価償却資産として、全額平成23年分の必要経費に算入していた。</p>	<p>11-14 中小企業者が、平成18年3月31日までに30万円未満の少額減価償却資産（少額な減価償却資産や一括償却資産の適用を受けるものを除く。）を取得等した場合には、その取得価額を全額必要経費に算入できるが（旧措法28の2）、平成18年4月1日以後平成24年3月31日までは、その年に取得等した少額減価償却資産の取得価額の合計額が300万円を超える場合は、その取得価額の合計額のうち300万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額を限度として必要経費に算入する（措法28の2）。</p> <p>事例の場合、286万円（26万円×11台）は必要経費に算入できるが、23万円のパソコンについては通常の減価償却を行うことになる。</p> <p>※ 業務を開始した年又は廃止した年は、300万円を12で除し、業務を営んでいた月数（端数切上げ）を乗じた額が限度額となる。</p>

（参考）

概要	条文	対象事業等	対象者	その資産を譲渡した場合	申告要件
・10万円未満の少額減価償却資産 ・使用可能期間が1年未満のもの	所令138	不動産、事業 山林、雑所得	限定なし	事業又は 雑所得 ※	一
・10万円以上（国内外リース資産を除く）20万円未満の一括償却資産	所令139	同上	同上	同上※	有
・10万円以上30万円未満の少額減価 償却資産	措法28の2 (旧措法28の2)	不動産、事業 山林所得	中小企業者に 該当する個人 で青色申告者	譲渡所得	有

※ 業務の性質上基本的に重要なものの譲渡による所得は、原則として譲渡所得に該当する。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
11-15 事業資金を借り入れる際に信用保証協会に支払った保証料を全額一時に必要経費に算入した。	11-15 前払費用又は繰延資産として経理し、保証期間にわたって必要経費に算入する（所令7①三ホ）。
11-16 自宅で音楽教室を開いて生徒に音楽の指導を行う者に対して、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の適用があるとした。	11-16 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例は、特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする者等に対して適用されるところ、事例のように、自宅で音楽教室を開く者は不特定多数の者に対して役務の提供を行うものであることから、この特例の適用はない（措法27、措令18の2、家内労働法2②）。
11-17 不動産所得のみを有する青色申告者に対して、その規模に関係なく65万円の青色申告特別控除を適用した。	11-17 不動産所得が事業的規模で行われていない場合は、最高10万円の青色申告特別控除が適用される（措法25の2①）。 ※ 事業的規模でなくても、他に事業所得を有する場合には、65万円の青色申告特別控除を適用できる。この場合、青色申告特別控除は、まず不動産所得から差し引く（措法25の2③④）。
11-18 青色申告者が期限後申告書を提出した場合にも、65万円の青色申告特別控除を適用した。	11-18 65万円の青色申告特別控除は、期限内に、貸借対照表及び損益計算書等を添付した申告書を提出した場合に限り適用される（措法25の2⑤）。
11-19 貸倒引当金については、青色申告者でなければ適用できないとした。	11-19 個別評価による貸倒引当金については、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を営む者であれば、青色申告者でなくとも適用を受けることができる（所法52①）。 ※ 一括評価による貸倒引当金については、事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者のみが適用を受けることができる（所法52②）。
11-20 年の中途で業務用不動産を購入するに当たり、不動産の売買代金とは別に、その不動産に係る固定資産税相当額を、所有期間に応じて月割で計算して売主に支払ったので、租税公課として必要経費に算入した。	11-20 業務の用に供される資産に係る固定資産税は必要経費に算入するとされている（所基通37-5）が、固定資産税は、その年の1月1日における所有者に課税するとされている（地法343、359）ことから、年の中途で不動産を売買した場合で、買主が当該不動産に係る固定資産税相当額を所有期間等であん分して売主に支払ったとしても、買主は、その不動産に係る固定資産税の納税義務者ではないので所基通37-5は適用されない。 事例の場合、買主が支払った固定資産税相当額は、当該不動産の取得価額に算入することとなる。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
11-21 税込経理方式を採用し、納付すべき消費税等について未払金経理をしている事業所得者が、所得税と消費税等の修正申告をすることとなったので、修正申告により追加納付する消費税等の金額を、修正申告の対象年分の事業所得の計算上、必要経費に算入した。	11-21 修正申告により追加納付する消費税等の金額は、消費税等の修正申告書を提出する年の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することになる。
【12損益通算】	
12-1 事業所得の赤字と一時所得又は総合長期譲渡所得とを通算する際、一時所得又は総合長期譲渡所得の金額を2分の1した後の金額から差し引いた。	12-1 一時所得又は総合長期譲渡所得と損益通算する場合は、50万円特別控除後で、2分の1をする前の金額と通算する（所法22②、33③二、34②、69①、所令198三）。
12-2 個人に對し資産を譲渡して赤字が生じた場合、その資産が「生活に通常必要でない資産」に該当しない限り、損益通算できるとした（土地建物等、株式等を除く。）。	12-2 次の条件をすべて満たす譲渡による損失額は、なかったものとみなされる（所法59②）。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 個人が個人に對し (2) 山林（事業所得の基団となるものを除く）又は譲渡所得の基団となる資産を (3) 著しく低い価額（時価の2分の1未満）で譲渡した場合に（所法59①二、所令169） (4) その譲渡により、山林所得、譲渡所得又は雑所得の金額に損失が生じたとき <p>※ この場合、各所得（山林所得、譲渡所得又は雑所得）内で通算することもできない。</p>
12-3 生命保険契約の満期による利益と解約による損失とが生じたが、一時所得の金額の計算にあたり、それらを内部通算できないとした。	12-3 生命保険契約の満期による利益と解約による損失とが生じている場合は、それらを一時所得内で通算したところで一時所得の金額を算出する（所法34②）。
12-4 事業所得の赤字と土地等に係る分離譲渡所得とを通算した。	12-4 事業所得の赤字の金額と土地等に係る分離譲渡所得の黒字の金額を損益通算することはできない（措法31①、32②）。 <p style="text-align: center;">(平成15年分以前)</p> <p>分離譲渡所得と通算できるが、この場合には特別控除前の金額と通算を行い、その後分離譲渡所得について特別控除額を差し引く（旧措法31①、⑤、32①、④）。</p> <p>※ 所有期間5年超の居住用財産を譲渡した場合の取扱いについては、問13-6を参照。</p>
12-5 土地等に係る分離長期譲渡所得の黒字と土地等に係る分離短期譲渡所得の赤字とを通算する際、特別控除後の分離長期譲渡所得から控除した。	12-5 土地等に係る分離長期譲渡所得の黒字の金額と土地等に係る分離短期譲渡所得の赤字を損益通算する場合には、特別控除前の分離長期譲渡所得から控除する（措法31①、32①）。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
12-6 株式等に係る譲渡所得等の金額を他の所得の損失の金額と損益通算した。	12-6 株式等に係る譲渡所得等の金額から他の所得の金額の計算上生じた損失の金額を控除することはできない（措法37の10⑥四）。
12-7 平成21年以後の年分において、上場株式等に係る譲渡損失の金額と上場株式等の配当等（大口株主でない。）に係る配当所得の金額との損益通算はできないとした。	12-7 平成21年以後の年分において、上場株式等を金融商品取引業者等を通じて売却したことにより生じた譲渡損失の金額は、確定申告により、その年分の上場株式等に係る配当等（大口株主でない。）に係る配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限る。）と損益通算ができる（措法37の12の2）。 ※ 平成22年以降は、源泉徴収選択口座において上場株式等の配当等と譲渡損失の損益通算ができる（措法37の11の6⑥、平成20年改正法附則46①）。
12-8 公募株式投資信託を中途換金して利益が出た場合において、株式の譲渡損失と通算ができないと指導した。	12-8 公募株式投資信託の終了又は解約により受け取る金銭は、そのすべてが株式等に係る譲渡収入として課税されるため、株式の譲渡損失との通算ができる（措法37の10④、措令25の8⑨）。 ※ 平成20年分までは、解約（償還）の場合は、解約（償還）価額のうち、①個別元本を上回った部分は配当所得として源泉徴収し、②残余の部分は譲渡収入とみなして株式等の譲渡所得として課税することとされていた。そのため、①の部分は、株式の譲渡損失との通算ができなかった。
12-9 先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失について、他の所得と損益通算できるとした。	12-9 先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額については、先物取引に係る雑所得等以外の所得とは損益通算することはできない（措法41の14①、措令26の23①）。
12-10 給与所得者が、レジャー用に所有していたヨットを売却し、譲渡損失が発生したことから、当該譲渡損失を給与所得と損益通算した。	12-10 生活に通常必要でない資産の譲渡損失は、他の所得と損益通算することができない（所法69②、所令178②）。 レジャー用に所有していたヨットは生活に通常必要でない資産に該当することから、ヨットの譲渡により生じた損失を給与所得と損益通算することはできない。
12-11 レジャー用に所有していたヨットの譲渡損失（総合短期：200万円）、ゴルフ会員権の譲渡損失（総合短期：300万円）、骨とう品の譲渡益（総合長期：400万円）を有する納税者（給与所得者）に対し、納税者有利に考えて、損益通算後の総合短期の譲渡損	12-11 総合短期の譲渡損失（200万円+300万円-400万円=100万円）は、ヨットの損失であり、給与所得と損益通算できない（所法69②）。 ※ 所法69②の規定は、生活に通常必要でない資産の譲渡により生じた損失のうち、他の資産の譲渡所

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い								
失（100万円）はゴルフ会員権の損失であり、給与所得と損益通算できるとした。	<p>得から控除しきれない部分の金額は損益通算できないとしている。</p> <p>そうすると、総合短期の譲渡損失（100万円）を</p> <p>① ヨットの譲渡損失（200万円）とゴルフ会員権の譲渡損失（300万円）の比率でん分する方法</p> <p>② 納税者有利に考えて、ゴルフ会員権の譲渡損失から構成されていると考える方法</p> <p>によることはできない。</p> <p>⇒ 譲渡所得内での損益通算後の金額である総合短期の譲渡損失（100万円）とヨットの譲渡損失（200万円）を比較して判定することとなる。</p>								
12-12 不動産所得を生ずべき事業を行う任意組合等の個人組合員（重要な業務の決定等に関与していない。）が、その組合事業に損失が生じたため、組合事業以外の不動産所得と通算した。	12-12 不動産所得を生ずべき事業を行う任意組合等の個人組合員（重要な業務の決定等に関与する者を除く。）については、当該組合事業から生じた不動産所得の損失の金額は生じなかつたものとみなされる。								
12-13 有限責任事業組合の組合員が、当該組合の事業に損失が生じたため、損失額を全額必要経費に計上し、他の所得と損益通算した。	したがって、当該組合事業以外の不動産所得や他の所得と損益通算することはできない（措法41の4の2）。								
	12-13 有限責任事業組合の組合員である個人のその組合事業から生ずる不動産所得、事業所得又は山林所得の損失額について、その組合事業に係る出資額を基礎として計算した金額を超える部分に相当する金額は、その年分の所得金額の計算上、必要経費に算入できない（措法27の2、措令18の3①、②）。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">必要経費</th> <th colspan="2">総収入金額</th> </tr> <tr> <th>損失額</th> <th>調整出資金額（※）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>必要経費 不算入額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 調整出資金額（①+②-③）</p> <p>① その年に終了する計算期間の終了の時までの出</p>	必要経費	総収入金額		損失額	調整出資金額（※）			必要経費 不算入額
必要経費	総収入金額								
	損失額	調整出資金額（※）							
		必要経費 不算入額							

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
	<p>資の価額の合計額</p> <p>② その年の前年に終了する計算期間以前の各計算期間における総収入金額等合計額から必要経費等の合計額を控除した額</p> <p>③ その年に終了する計算期間の終了の時までの分配額の合計額</p>
【13繰越損失】	
13-1 前年からの雑損失の繰越控除がある場合でも、本年の分離の株式等に係る譲渡所得等の金額から控除できないとした。	13-1 前年からの雑損失の繰越控除額がある場合には、分離の株式等に係る譲渡所得等の金額から控除できる（措法37の10⑥五）。
※ 前年からの純損失の繰越控除額は、分離の株式等に係る譲渡所得等の金額から控除できない。	
13-2 平成22年分の純損失について、平成22年分の申告が期限後申告でもその損失を翌年に繰り越せるとした。	13-2 平成22年分以前の純損失の金額を翌年に繰り越すためには、純損失が生じた年分の確定申告書を期限内に提出する必要がある（所法70④）。
	※ 平成23年分以後の所得税については、当初申告要件及び期限内提出要件が廃止されたため、期限後申告又は更正の請求でも損失を繰り越すことができる（新所法70④）。
13-3 青色申告者の純損失の金額が生じた場合で、翌年分が白色申告（給与所得のみ）の場合は、繰越控除ができないとした。	13-3 純損失の繰越控除の要件に、連続して確定申告書を提出していることとあるが、翌年以後については、青色申告書の提出は要件ではないので白色申告でも繰越控除ができる（所法70①、④）。
13-4 白色申告者は、純損失については一切繰越控除が認められないとした。	13-4 白色申告者であっても、純損失の金額のうち、変動所得の損失と被災事業用資産の損失については、その純損失の発生した年分の確定申告書を提出すれば、繰越控除ができる（所法70②）。
	※ 平成23年分以後の所得税については、当初申告要件及び期限内提出要件が廃止されたため、期限後申告又は更正の請求でも損失を繰り越すことができる（新所法70④）。
13-5 先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失について、その損失を翌年に繰り越すためには、期限内に確定申告をしなければならないとした。	13-5 先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失を翌年に繰り越すためには、先物取引の差金等決済に係る損失の金額に関する明細書等の添付のある確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出しなければならないが、確定申

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
	<p>告書を期限内に提出することは要件とされていない（措法41の15③）。</p>
13-6 居住用財産の譲渡損失が生じた場合、期限内に損失申告書を提出すれば、特に他に要件もなく翌年以後に繰り越しできるとした。	<p>13-6 譲渡した居住用財産が、売った年の1月1日現在で所有期間が5年を超えるものの場合で、居住用財産の買換えを行うこと、買換資産につき住宅ローン残高を有していること（金額は問わない）、控除年の合計所得金額が、3,000万円以下であるなど一定の要件に該当しなければ、その損失額を翌年以後に繰り越しできない（措法41の5）。</p> <p>※ この制度は、純損失の金額から「譲渡資産」（措法41の5⑦、措令26の7⑪）の譲渡損失の金額を抜き出して、青白を問わず適用することとされており純損失の繰越控除（所法70）とは別の制度である。</p> <p>※ 「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除制度」は、上記の取扱いと異なり、住宅ローン残高を有する居住用財産を譲渡して、買い替えをせずに借家等に住み替える場合に他の所得との損益通算及び繰越控除が認められる（措法41の5の2）。</p> <p>※ 措法41の5と所法70との適用関係については、下図参照</p>
《措法41の5と所法70との適用関係》	<pre> graph LR RP[居住用財産] --> SP5[所有期間が5年超] RP --> SP5 SP5 --> SPTL1[居住用財産の譲渡損失の特例に該当する] SP5 --> SPTL2[居住用財産の譲渡損失の特例に該当しない] SPTL1 --> L3[3年間の損失の繰越が可能である(措法41の5)] SPTL2 --> L1[損失の繰越はできない(措法31)] SP5 --> SP5_2[所有期間が5年以内] SP5_2 --> L2[損失の繰越はできない(措法32)] </pre>

13-7 平成21年以後の年分において、上場株式等に係る譲渡損失の金額と上場株式等の配当等（大口株主でない。）に係る配当所得の金額との損益通算をしてもなお控除しきれない譲渡損失の金額については、翌年以後に繰越控除することはできないとした。

13-7 平成21年以後の年分において、上場株式等に係る譲渡損失の金額と上場株式等の配当等（大口株主でない。）に係る配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限る。）との損益通算をしてもなお控除しきれない譲渡損失の金額については、翌年以後3年間にわたり、確定申告により株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等の配当等（大口株主でない。）に係る配当所得の金額から繰越控除できる（措法37の12の2⑥）。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い		
13-8 平成20年以前の年分に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額を、平成21年以後に繰り越している場合、平成21年以後の各年分の上場株式等の配当等（大口株主でない。）に係る配当所得の金額からは控除できないとした。	13-8 平成20年以前の年分に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額で、平成21年以後に繰り越されるものについても、平成21年以後の各年分の上場株式等の配当等（大口株主でない。）に係る配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限る。）から控除することができる（措法37の12の2⑦）。		
13-9 平成21年以後の年分において、上場株式等に係る譲渡損失の金額と上場株式等の配当等（大口株主でない。）に係る配当所得の金額との損益通算をしてもなお控除しきれない譲渡損失の金額について、その損失を翌年に繰り越すためには、期限内に確定申告しなければならないとした。	13-9 平成21年以後の年分において、上場株式等に係る譲渡損失の金額と上場株式等の配当等（大口株主でない。）に係る配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限る）との損益通算をしてもなお控除しきれない譲渡損失の金額について、その損失を翌年に繰り越すためには、譲渡損失の金額に関する明細書等の添付のある確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出しなければならないが、確定申告書を期限内に提出することは要件とされていない（措法37の12の2③）。		
13-10 平成22年に発生した雑損失の金額を翌年に繰り越すためには、雑損失の金額に関する事項を記載した確定申告書をその提出期限までに提出する必要があるが、所法122に該当する確定申告義務のない給与所得者等の場合は、申告期限はないとした。	13-10 平成22年以前に生じた雑損失の金額について繰越し控除の適用を受けようとするときは、所法123に規定する申告書を第三期（その年の翌年2月16日から3月15日までの期間）において提出することができるとされていた（所法71②、123①）。	したがって、所法122に該当する場合であっても、平成23年3月15日までに確定申告をする必要があった。	※ 平成23年12月の税制改正により、平成23年分以後の所得税については、当初申告要件及び期限内提出要件が廃止されたため、期限後申告又は更正の請求でも損失を繰り越すことができる（新所法70④）。
13-11 申告分離課税の先物取引の差金等決済に係る損失の繰越し控除は、当該損失の金額が生じた年分の確定申告書に、先物取引の差金等決済に係る損失の金額に関する明細書等の添付がある場合に限り適用するとされているので、その年に発生した先物取引に係る損失について明細書等を添付せずに確定申告をした場合は、当該損失を翌年に繰り越すことができないとした。	13-11 先物取引の差金等決済に係る損失の金額の記載及び明細書等の添付をせずに確定申告書を提出した場合であっても、申告期限から1年以内に更正の請求をすることができる。	また、当該更正の請求に基づく更正により、新たに先物取引の差金等決済に係る損失の金額があることとなった場合は、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失を翌年に繰り越すことができる（措通41の15-1）。	※ 平成23年12月の税制改正（法律114号等）により、平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税に係る更正の請求の期間が5年に延長された（新通法23①）。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
	<p>また、同日より前に法定申告期限が到来する国税についても増額更正ができる期間については、「更正の申出」により、運用上、「更正の請求」に準じて取り扱うこととされた（平23.12.2「更正の申出に係る事務処理要領の制定について」（事務運営指針）参照）。</p>
【14雑損控除】 <p>14-1 被災した資産の損失額を原状回復費用から控除せず、全額災害関連支出として5万円超の部分を雑損控除の対象とした。</p> <p>14-2 妻の所得が38万円を超えていてもかかわらず、妻の資産の損失を夫の雑損控除の対象に含めた。</p> <p>14-3 「振り込め詐欺」により金銭を詐取された場合においても、その損失は雑損控除の対象になるとした。</p>	<p>14-1 原状回復費用から資産の損失額を控除した残りが災害関連支出となる（所令206①二〇）。</p> <p>14-2 妻の所得が基礎控除額（38万円）を超えている場合は、妻の損失を夫の雑損控除の対象とすることはできない（所法72①、所令205①）。</p> <p>14-3 雜損控除は、「災害又は盜難若しくは横領」により生じた損失に限定されていることから、「詐欺」によって生じた損失は対象とはならない。 したがって、「振り込め詐欺」により金銭を詐取された場合においても、その損失は雑損控除の対象とはならない（所法72、所令9）。</p>
【15医療費控除】 <p>15-1 生計を一にしていない親の入院費を子が支払った場合、その入院費を子の医療費控除の対象に含めた。</p> <p>15-2 支払った医療費の額を上回る補填金（A病気に係るもの）の額を他の医療費（B病気に係るもの）から差し引いた。</p> <p>15-3 医療費の支払者と補填金の受領者が異なる場合、支払った医療費から補填金を差し引かなかった。</p>	<p>15-1 医療費控除の対象は、「自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費」に限られているので、医療費控除の対象とすることはできない（所法73①、所基通73-1）。</p> <p>15-2 補填の対象となる医療費ごとに補填金の差引計算を行う（所法73①）。 ※ 支払った医療費の額を上回ることとなった金額については所得税は課されないことに留意する（所法9①十七、所令30一）。</p> <p>15-3 医療費の補填を目的として支払を受ける保険金等である限り、その医療費から差し引く（所法73①、所基通73-8）。</p>

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>15-4 平成23年12月に特定健康診査を受診し、検査料を支払った。</p> <p>この結果、平成24年2月に特定保健指導（積極的支援）を受けることとなったので、特定健康診査に係る自己負担額を平成24年分の医療費控除の対象とした。</p>	<p>15-4 特定健康診査の自己負担額は、医療費に該当するものではないが、特定健康診査の結果が高血圧症、脂質異常症又は糖尿病と同等の状態と診断され、かつ、引き続き特定健康診査を行った医師の指示に基づき特定保健指導（積極的支援）が行われた場合には、その特定健康診査の自己負担額も医療費に該当するものとして取り扱うこととなる（所規40の3①ニ）。</p> <p>したがって、特定健康診査及び特定保健指導（積極的支援）に係る自己負担額は、それぞれ支払った日の属する年ごとに医療費控除の対象となり、検査料は平成23年分、特定保健指導料は平成24年分の医療費控除の対象となる。</p>
<p>15-5 メタボリックシンドロームに係る特定健康診査の結果により、特定保健指導として動機付け支援を受け、指導料を支払ったので、その指導料を医療費控除の対象とした。</p>	<p>15-5 医療費控除の対象となる特定保健指導の指導料の自己負担額は、特定健康診査の結果が高血圧症、脂質異常症又は糖尿病と同等の状態であると認められる基準に該当する人に対して、その特定健康診査を行った医師の指示に基づき行われる積極的支援に係るものに限られる（所規40の3①ニ）。</p> <p>したがって、特定保健指導の指導料の自己負担額であっても、動機付け支援に係る指導料の自己負担額は医療費控除の対象には該当しない。</p>
<p>15-6 メタボリックシンドロームに係る特定健康診査の結果中性脂肪値が高かったことから、特定保健指導（積極的支援）により、定期的な運動をするよう指導を受けて、スポーツジムに通っているので、スポーツジムに支払った運動施設使用料を医療費控除の対象とした。</p>	<p>15-6 特定健康診査を行った医師の指示に基づき行われる特定保健指導（積極的支援）を受ける人のうち、その特定健康診査の結果が高血圧症、脂質異常症又は糖尿病と同等の状態であると認められる基準に該当する人の状況に応じて一般的に支出される水準の医師による診療又は治療の対価その他特定健康診査の費用は、医療費控除の対象とされる（所規40の3①ニ）。</p> <p>しかしながら、事例のようなスポーツジムの利用料は、医療費控除の対象となる特定保健指導そのものの対価ではなく、医師の診療等を受けるために直接必要な費用にも該当しないため、医療費控除の対象となる医療費には該当しない。</p>
<p>15-7 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に支払った施設サービス費のうち、介護費、食費及び居住費の自己負担額は、全額医療費控除の対象となるとした。</p>	<p>15-7 指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護福祉施設に支払った施設サービス費のうち、介護費、食費及び居住費に係る自己負担額の2分の1が医療費控除の対象となる。</p>

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い						
15-8 要介護者が介護サービス事業者等から訪問介護を受けている場合は、その自己負担額については、いかなる場合も医療費控除の対象になるとした。	15-8 介護保険制度下での居宅サービスのうち、訪問介護（ホームヘルプサービス）に係る自己負担額については、ケアマネージャーが策定する居宅サービス計画（ケアプラン）に基づいて同一月の医療系サービスと併せて利用する場合のみ、医療費控除の対象となる。 なお、介護保険制度下における医療費控除の取扱いは次表のとおりである。						
《施設サービス》							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">取扱い</th><th style="text-align: center;">施設名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">施設サービスの対価（介護費、食費及び居住費）として支払った額の2分の1が医療費控除の対象</td><td style="text-align: center;">① 指定介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">施設サービスの対価（同上）として支払った額が医療費控除の対象</td><td style="text-align: center;">② 介護老人保健施設 ③ 指定介護療養型医療施設</td></tr> </tbody> </table>	取扱い	施設名	施設サービスの対価（介護費、食費及び居住費）として支払った額の2分の1が医療費控除の対象	① 指定介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設	施設サービスの対価（同上）として支払った額が医療費控除の対象	② 介護老人保健施設 ③ 指定介護療養型医療施設	※ 支払った金額のうち、①日常生活費及び②特別なサービス費用は医療費控除の対象にならない。
取扱い	施設名						
施設サービスの対価（介護費、食費及び居住費）として支払った額の2分の1が医療費控除の対象	① 指定介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設						
施設サービスの対価（同上）として支払った額が医療費控除の対象	② 介護老人保健施設 ③ 指定介護療養型医療施設						
《居宅サービス》							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">取扱い</th><th style="text-align: center;">居宅サービスの種類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;"> 医療費控除の対象 ①～⑤のサービスと併せて利用した場合のみ 医療費控除の対象 </td><td style="text-align: center; vertical-align: top;"> ① 訪問看護 介護予防訪問看護 ② 訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション ③ 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 ④ 通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション ⑤ 短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 ⑥ 訪問介護（生活援助中心型を除く） 夜間対応型訪問介護 介護予防訪問介護 ⑦ 訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護 ⑧ 通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 介護予防通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 ⑨ 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 ⑩ 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 ⑪ 特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護 ⑫ 福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売 </td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;"> 医療費控除の対象外 </td><td></td></tr> </tbody> </table>	取扱い	居宅サービスの種類	医療費控除の対象 ①～⑤のサービスと併せて利用した場合のみ 医療費控除の対象	① 訪問看護 介護予防訪問看護 ② 訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション ③ 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 ④ 通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション ⑤ 短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 ⑥ 訪問介護（生活援助中心型を除く） 夜間対応型訪問介護 介護予防訪問介護 ⑦ 訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護 ⑧ 通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 介護予防通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 ⑨ 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 ⑩ 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 ⑪ 特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護 ⑫ 福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	医療費控除の対象外		
取扱い	居宅サービスの種類						
医療費控除の対象 ①～⑤のサービスと併せて利用した場合のみ 医療費控除の対象	① 訪問看護 介護予防訪問看護 ② 訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション ③ 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 ④ 通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション ⑤ 短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 ⑥ 訪問介護（生活援助中心型を除く） 夜間対応型訪問介護 介護予防訪問介護 ⑦ 訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護 ⑧ 通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 介護予防通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 ⑨ 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 ⑩ 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 ⑪ 特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護 ⑫ 福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売						
医療費控除の対象外							

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
15-9 アトピー性皮膚炎の患者が、医師の指導により購入した坊ダニ布団の購入の対価は、診断書があれば、医療費控除の対象となるものとした。	15-9 防ダニ布団の購入の対価は、医師の診断書があつたとしても、医療費控除の対象とならない（所法73）。
【16社会保険料控除】	
16-1 扶養している妻の年金から天引き（特別徴収）された後期高齢者医療保険の保険料について、夫の社会保険料控除の対象となるとした。	16-1 社会保険料控除は、居住者が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合は、支払った金額を控除することとされている（所法74①）。
	事例の場合、妻の公的年金から徴収された保険料は、妻が支払ったものであるから、夫の社会保険料控除の対象とはできない。
	なお、夫が妻の保険料を支払った（普通徴収）場合は、夫の社会保険料控除の対象になる。
【17寄附金控除】	
17-1 入学に際し支払った寄附金を寄附金控除の対象とした。	17-1 入学が予定される年の年末までに支払った学校に対する寄附は、原則として寄附金控除の対象とならない（所法78②かつこ書、所基通78-2）。
17-2 財務大臣の指定がない宗教法人に対する寄附を寄附金控除の対象とした。	17-2 宗教法人に対する寄附は、財務大臣が指定したものを除き、寄附金控除の対象とならない（所法78②二）。
17-3 地方公共団体に土地を寄附した場合、土地の価額（時価）を寄附金控除の対象とした。	17-3 地方公共団体に土地を無償で譲渡する場合には、みなし譲渡所得が発生する（所法59①二）が、措法40《国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税》の特例の適用を受ける場合には、譲渡益相当額は寄附金控除の対象とはならず、取得価額相当額が寄附金控除の対象となる（措法40⑥⑭）。
17-4 政党等に対する寄附金について、一部を寄附金控除（所得控除）の適用対象とし、残りを政党等寄附金特別控除（税額控除）の適用対象とすることができるとした。	17-4 政党等に対する寄附金については、寄附金控除の適用を受けるか政党等寄附金特別控除の適用を受けるかを選択できるが、その年中に支出した政党等に対する寄附金の全額についていずれの適用を受けるかを選択しなければならないこととされている（措通41の18-1）。
17-5 政治団体に対する寄附金については、すべて政党等寄附金特別控除（税額控除）の適用を受けることができるとした。	17-5 政党等寄附金特別控除の適用ができる場合は、政治資金規正法の一部を改正する法律の施行日（平成7年1月1日）から平成26年12月31日までの期間において支出した政治活動に関する寄附金で、政党又

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
	は政治資金団体等一定のものに対する寄付に限られている（措法41の18①）。
17-6 政治団体に対する寄附金について寄附金控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける際に、領収証のコピーのみが添付されており、選舉管理委員会が発行する「寄附金(税額)控除のための書類」が添付されていなかったため、還付留保とした。	17-6 政治団体に対する寄附金について寄附金控除又は政党等寄附金特別控除の適用は、原則として選舉管理委員会が発行する「寄附金(税額)控除のための書類」が必要であるが、「寄附金(税額)控除のための書類」が申告までに発行されていない場合には、領収証のコピーを添付して申告し、後日「寄附金(税額)控除のための書類」を提出することとされているため、還付留保としない。
【18障害者控除】	
18-1 社会福祉事務所長が発行した「障害者控除対象者認定書」に、過去に遡及して認定する旨が記載されているにもかかわらず、各年12月31日現在で認定されているか、認定のための申請をしていなければ、障害者控除は認められないと指導した。	18-1 精神又は身体に障害のある65歳以上の者で社会福祉事務所長や市町村長等が発行する「障害者控除対象者認定書」により障害者に該当する旨が認定されている者については、障害者に該当するのであるが、過去に遡及して認定された場合にあっては、障害者控除についても過去に遡及して適用を受けることができる（所令10①七）。
18-2 介護保険法上の要介護の認定を受けている者について、障害者控除の対象とした。	18-2 介護保険法における要介護状態とは、身体又は精神の障害のために、入浴、排せつ、食事等日常生活での基本的な動作について、6か月にわたり継続して常時介護を要すると見込まれる状態をいうことから、要介護状態の者の一部には、福祉事務所長等の認定を受けることにより、所得税法に規定する障害者に該当する者が存在することになる。 しかし、介護保険法上の要介護認定と福祉事務所長等による認定は別の認定行為であり、介護保険上の介護認定を受けたことをもって、直ちに所得税法上の障害者に該当するものではない（所令10①七、介護保険法7）。
18-3 都道府県知事から精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、その障害の等級が2級と記載されている者を、特別障害者に該当するとした。	18-3 精神障害者保健福祉手帳に、その障害の等級が1級と記載されている者は、特別障害者に該当することとされているが、障害の等級が2級と記載されている者は障害者に該当する（所令10②二）。
【19勤労学生控除】	
19-1 確定申告において、大学生に対して勤労学生控除（他の要件は満たしている）を適用する際、在学する学校から必要な証明書の交付を受けて申告書に添	19-1 この控除を受けるためには、学校教育法に定められている学校（学校教育法に規定する小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校など）以外の勤

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
付するか、申告書を提出する際に提示が必要であるとした。	労学生は証明書を添付又は提示する必要があるが、学校教育法に定められている学校の学生については、証明書の添付又は提示は必要とされていない（所法2①三十二、所令11の3、262②、所規47の2④）。
【20配偶者特別控除】 20-1 納税者及び納税者と生計を一にする配偶者のそれぞれの合計所得金額が38万円を超え76万円未満であったので、夫婦の間でお互いに配偶者特別控除を適用できるとした。	20-1 配偶者的一方が他の配偶者を配偶者特別控除の対象としている場合、他の配偶者は一方の配偶者を配偶者特別控除の対象とすることはできない。 これは、夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることは認めない趣旨によるものである（所法83の2②）。
【21扶養控除】 21-1 娘の所得金額が、純損失の繰越控除の適用の結果、38万円以下となったことから、娘を扶養親族とした。	21-1 扶養親族とは、居住者の親族等一定の者で生計を一にする者のうち、「合計所得金額」が38万円以下の者（所法2①三四）とされており、「合計所得金額」とは、純損失や雑損失の繰越控除を適用しないで計算した場合における総所得金額等の各課税標準（分離課税の譲渡所得の金額は特別控除前）の合計額とされている（所法2①三十口かつこ書）。 なお、「総所得金額等の合計額」とは、純損失や雑損失の繰越控除を適用した後の金額である（所法22②）。
21-2 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用の結果、息子の合計所得金額が38万円以下となったことから、息子を扶養親族とした。	21-2 扶養控除の対象となる扶養親族に該当するか否かを判断する際の「合計所得金額」は、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用前の金額である（措法37の10⑥一、旧37の11③、平20改正法附則43）。
21-3 夫の控除対象配偶者とされていた妻が、年内に夫が死亡し、その後息子に扶養されていた場合、夫か息子のどちらかの扶養親族にしかならないとした。	21-3 年の中途中で死亡した居住者の控除対象配偶者であっても、その後その年中において、他の居住者の扶養親族となった場合には、その者の扶養親族として控除の対象とすることができる（所基通83～84-1）。
21-4 3月末まで扶養していた長男が、4月に米国企業に就職したため出国した。 長男が扶養親族に該当するか否かの判定時期を長男の出国の時として、長男に係る扶養控除を認めた。	21-4 その者が納税者の扶養親族に該当するかどうかの判定は、その年の12月31日の現況により判断する。ただし、その判定に係る者がその当時既に死亡している場合は、その死亡の時の現況により判断する。 事例の場合、長男は、12月31日時点では納税者と生計を一にしていないので、扶養親族には該当しない。 なお、納税者自身が年の途中で死亡又は出国した

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
	場合は、その時の現況により判断する（所法85、所基通85-1）。
21-5 年の中途で居住者から非居住者となった者の親族が扶養控除等に該当するかどうかの判定に当たって、その判定時期はすべて非居住者となった時とした。	21-5 年の中途で居住者から非居住者となった者については、その者の居住者期間に生じた所得金額と非居住者期間内に生じた総合課税に係る国内源泉所得との金額の合計額について配偶者控除、扶養控除等を行うこととされているが、その場合の扶養親族等の判定は、所法85の規定に準じ。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 納税管理人の届出をして非居住者となった者については、その年の12月31日 ・ 紳税管理人の届出をしないで非居住者となった者については、その居住者でないこととなる時の現況によって行うことになる（所基通165-2）。
21-6 Aとその妻Bは別居中で、BはBの父親Cと同居している。B及びCには収入が無く、毎月Aから生活費を受け取っている。 この場合、Cは老人扶養親族に該当するが、Aと同居していないため同居老人扶養親族とは認められないとした。	21-6 老人扶養親族が「当該居住者又は当該配偶者の直系尊属で、かつ、当該居住者又は当該配偶者のいずれかとの同居を常況としている者」である場合には、同居の特別障害者又は老親等に係る扶養控除等の特例が適用される（措法41の16②）。 したがって、CはAと同居していないが、Aの配偶者であるBと同居しているため、同居老人扶養親族と認められる。
21-7 共働きの夫婦の場合で、一方の者の確定申告書に記載されている扶養親族について他方の扶養親族とするための更正の請求及び修正申告が認められるとした。	21-7 二以上の居住者の扶養親族に該当する場合の扶養親族の所属は、①予定納税額の減額申請書、②確定申告書、③扶養控除等申告書に記載されたところによるから、これらに該当しない更正の請求書や修正申告書によって扶養親族を変更することは認められない（所法84②、所令219①、所基通83～84-2）。
21-8 老人扶養親族が、病気治療のために1年以上長期入院している場合は、同居を常況としている者ではないので、同居老親等には該当しないとした。	21-8 病気治療のための入院である限り、その期間が結果として1年以上といった長期にわたるような場合であっても、同居を常況としている者として取り扱って差し支えない。 ただし、老人ホーム等に入所している場合は、その老人ホームが居所となるため、同居を常況とする者には該当しない（措法41の16）。
21-9 確定申告をしないこととした上場株式等に係る配当所得の金額の合計額が38万円超であれば、他に所得がない場合でも扶養控除の適用ができないとした。	21-9 扶養控除の対象となる扶養親族に該当するか否かを判断する際の「合計所得金額」には、確定申告をしないこととした上場株式等の配当所得は含まれない。（措法8の5①） 事例の場合、当該親族が確定申告をしないことを

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>【22地震保険料控除】</p> <p>22-1 平成19年分から損害保険料控除が廃止されたことから、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約に基づく保険料の支払いについて所得控除はできないとした。</p>	<p>選択した配当所得金額を除く合計所得金額が0円であるので扶養親族に該当する。</p> <p>22-1 平成18年分の所得税まで適用されていた損害保険料控除は、平成19年分の所得税から地震などによる損害に係る保険料等のみを対象とする地震保険料控除に改組されたが、平成18年12月31日までに締結した「長期損害保険料契約等」については経過措置が設けられており、従前の損害保険料控除同様の計算による控除（最高1万5千円）が適用される（平18改正法附則10）。</p> <p>なお、短期損害保険料契約等に基づく保険料を支払った場合については、上記経過措置の適用はない。</p>
<p>22-2 地震保険の付された満期返戻金のある損害保険契約（契約期間30年）に基づく保険料（地震保険料12,000円、火災保険料60,000円（満期返戻金あり））について、地震保険料控除12,000円と従前の長期損害保険料控除と同様の計算による控除15,000円の合計27,000円を控除できるとした。</p>	<p>22-2 一つの損害保険契約等が、地震保険料控除の対象となる損害保険契約等と長期損害保険契約等のいずれにも該当する場合には、いずれか一方の契約のみに該当するものとして控除額を計算することとされている（所法77、平18改正法附則10）。</p> <p>事例の場合、地震保険料控除12,000円と従前の長期損害保険料控除と同様の計算による控除15,000円のいずれかを選択して控除を受けることになる。</p>
<p>【23配当控除】</p> <p>23-1 申告分離課税を選択した配当所得について、配当控除が適用できるとした。</p>	<p>23-1 平成21年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等（大口株主でない。）に係る配当所得の申告については、総合課税のほかに、申告分離課税を選択することができるが、配当控除が適用できるのは、総合課税を選択した場合のみであり、申告分離課税を選択した場合には配当控除を適用することができない（措法8の4①）。</p>
<p>23-2 外国法人からの配当所得について配当控除を適用した。</p>	<p>23-2 外国法人から受け取る配当は、配当控除の対象となる配当から除かれている（所法92①かつこ書）。</p>
<p>23-3 みなし配当には配当控除は適用されないとした。</p>	<p>23-3 「みなし配当」とは、法人の合併等において、交付の原因となった法人の株式又は出資に対応する金額を超える部分に係る金銭その他の資産について、</p>

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
	<p>所法24①に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなすものである（所法25①）。一方、配当控除とは、所法24①に規定する剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配等を有する場合に、所得税額から一定額を控除する制度であり、上記のとおり「みなし配当」は所法24①に規定する剰余金の配当等とみなされることから、配当控除の対象となる（所法92①）。</p>
<p>23-4 課税総所得金額（所得控除後）が1,000万円を超えている場合に、配当控除額を全部10%で計算した。</p>	<p>23-4 配当所得の金額のうち、課税総所得金額から1,000万円を差し引いた金額までは5%の配当控除になる（所法92①）。</p> <p>なお、株式投資信託（特定株式投資信託の収益の分配に係る配当所得を除く。）の収益の分配については株式組入割合や外貨建資産割合に応じて5%、2.5%、0%となっており、課税総所得金額等が1,000万円超で、かつ、課税総所得金額等から配当所得を控除した金額が1,000万円以上の場合は2.5%、1.25%、0%となる。</p>
<p>23-5 配当控除額の計算に当たって、課税総所得金額が1,000万円を超えるかどうかについては、課税総所得金額に課税退職所得金額、課税山林所得金額及びすべての申告分離課税の課税所得金額を合計して判定するとした。</p>	<p>23-5 配当控除額を計算する際の「課税総所得金額」は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①総所得金額、 ②上場株式等に係る配当所得の金額 ③長期譲渡所得の金額 ④短期譲渡所得の金額 ⑤株式等に係る譲渡所得等の金額 ⑥先物取引に係る雑所得等の金額 <p>から所得控除額の合計額を差し引いた後の、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①課税総所得金額、 ②上場株式等に係る課税配当所得の金額 ③課税長期譲渡所得金額 ④課税短期譲渡所得金額 ⑤株式等に係る課税譲渡所得等の金額 ⑥先物取引に係る課税雑所得等の金額 <p>の合計額をいう（措法8の4③四、31③四、32④、37の10⑥六、41の14②四）。</p> <p>したがって、課税退職所得金額及び課税山林所得金額は配当控除額を計算する際の「課税総所得金額」には含まれない。</p>

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い								
<p>23-6 事業所得の赤字と配当所得の金額とを損益通算した結果、総所得金額が0になるため、配当控除の適用はないとした。</p> <p>[例]</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">事業所得</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">▲2,500万円</td> </tr> <tr> <td>配当所得</td> <td style="text-align: right;">2,500万円</td> </tr> <tr> <td>分離長期譲渡所得</td> <td style="text-align: right;">3,000万円</td> </tr> <tr> <td>所得控除額</td> <td style="text-align: right;">280万円</td> </tr> </table>	事業所得	▲2,500万円	配当所得	2,500万円	分離長期譲渡所得	3,000万円	所得控除額	280万円	<p>23-6 損益通算や純損失又は雑損失の繰越控除により総所得金額が0になる場合であっても、その年分に山林所得、退職所得、分離課税の譲渡所得などがあるときは、その所得税額から配当控除を受けることができる（所法92②）。</p> <pre> graph TD A[課税総所得金額 2,720万円] --> B[配当所得 2,500万円] B --> C[1,000万円超 の部分] B --> D[その他の部分 1,500万円] C --> E[配当控除 5%部分 1,720万円] D --> F[配当控除 10%部分 780万円] E + F = G[所得控除額 280万円] </pre>
事業所得	▲2,500万円								
配当所得	2,500万円								
分離長期譲渡所得	3,000万円								
所得控除額	280万円								
<p>【24外国税額控除】</p> <p>24-1 不動産所得及び配当所得に係る外国所得税について、不動産所得に係る外国所得税を不動産所得の必要経費に算入し、配当所得に係る外国所得税を外国税額控除の対象とした。</p>	<p>24-1 外国所得税がある場合には、その年に確定したすべての外国所得税について、外国税額控除か必要経費に算入するかの選択をすることになる（所法46、所基通46-1）。</p> <p>※ 外国所得税額について必要経費算入ができるものは、①不動産、事業、山林、一時又は雑所得に限られ、②利子、配当、給与、退職又は譲渡所得については、必要経費という概念がないため、二重課税を調整する方法としては、外国税額控除によるしかない。</p> <p>したがって、②に係る外国所得税について外国税額控除の適用を受ける場合は、①に係る外国所得税についても外国税額控除の対象とすることとなり、必要経費に算入することはできない。</p> <p>また、①に係る外国所得税を必要経費に算入する場合は、②に係る外国所得税について外国税額控除の適用を受けることも必要経費に算入することもできない。</p>								
<p>24-2 確定申告時に外国税額控除の適用を失念していた納税者に対して、更正の請求ができないとした。</p> <p>また、確定申告後に外国における譲渡所得があることが判明したため、修正申告書の提出を受けたが、その際に外国税額控除の適用ができるとした。</p>	<p>24-2 平成23年分以後の所得税の更正の請求及び修正申告時における適用が認められる。</p> <p>※ 平成22年分までは、原則として（一定の場合は更正の請求を認める）ことができる。平19.5.9福岡高裁、平21.3.23最高裁）、確定申告書に外国税</p>								

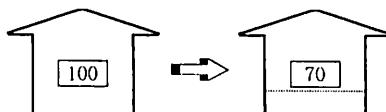
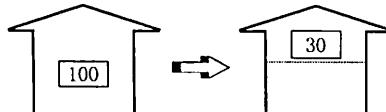
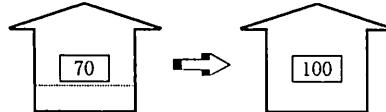
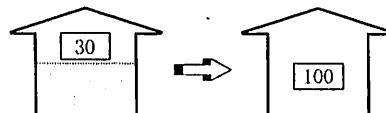
個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い																				
24-3 平成22年中に生じた国外所得に係る外国所得税を平成23年に納付したが、平成23年には国外所得が発生していないため、外国税額控除の適用はないとした。	<p>額控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細の記載があり、かつ、外国所得税を課されたことを証する書類等の添付がある場合に限り適用され、その控除額は、確定申告書に記載された金額を限度として認められていた（旧所法95⑤、旧所規41）。</p> <p>24-3 外国税額控除は、居住者が、外国所得税を納付することとなる各年において、その年分の国外所得を基に計算した控除限度額を限度として、その年分の所得税の額から控除するものである（所法95①）。</p> <p>したがって、外国所得税を納付した年分（平成23年）に国外所得がない場合は、控除限度額が0円となるため、原則として外国税額控除は適用できない。</p> <p>しかしながら、外国所得税額が控除限度額に満たない場合は、その満たない部分を控除限度額として翌年以後3年間繰り越すことができる（所法95②、所令223、224）。</p> <p>事例の場合は、平成23年に国外所得はないが、平成22年に国外所得があるため、平成22年分において計算される控除限度額を平成23年に繰り越す確定申告をしていた場合、平成23年において外国税額控除の適用を受けることができる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> $\frac{\text{その年分の} \times \text{その年分の国外所得総額}}{\text{所得税の額}} = \frac{\text{その年分の所得総額}}{\text{の限度額}}$ </div> <p>※ 平成23年分以後の所得税において、当初申告要件が廃止されたため、繰り越された平成23年分の確定申告において外国税額控除を適用する旨の記載がなかった場合でも、更正の請求等により適用を受けることができる（新所法95⑥）。</p>																				
24-4 平成19年に国外所得が発生したが、国外所得に係る外国所得税の申告及び納付を失念し、平成23年に当該外国所得税を納付した。 この場合、平成23年分の確定申告で、外国税額控除を受けることができるとした。	<p>24-4 国外所得が発生した平成19年に外国所得税の納付がない場合には、平成19年分で計算される控除限度額を控除余裕額として3年間繰り越すことができる。</p> <p>事例の場合は、外国所得税を納付した年が繰り越すことができる3年間を超えており、繰越控除限度額がなくなったため、外国税額控除を適用することはできない（所法95②）。</p> <table border="1" style="margin-top: 10px; width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">平19</td> <td style="width: 20%;">平20</td> <td style="width: 20%;">平21</td> <td style="width: 20%;">平22</td> <td style="width: 20%;">平23</td> </tr> <tr> <td>国外所得 の発生</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>納付</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td style="text-align: center;">3年間繰越し可能</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td style="text-align: center;">繰越し不可</td> </tr> </table>	平19	平20	平21	平22	平23	国外所得 の発生				納付					3年間繰越し可能					繰越し不可
平19	平20	平21	平22	平23																	
国外所得 の発生				納付																	
				3年間繰越し可能																	
				繰越し不可																	

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
24-5 わが国と租税条約を締結していない国で課された外国税額については、外国税額控除の適用はできないとした。	24-5 租税条約の締結は、外国税額控除の適用要件とはなっていない（所法95）。
【25住宅借入金等特別控除】	
25-1 住宅借入金等特別控除の適用において、生計を一にする親族からの取得については、取得後生計を別にする場合であっても対象外とした。	25-1 生計を一にする親族から住宅を取得した場合であっても、取得後生計を別にしていれば、他の要件を満たす限り、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができる（措法41①、措令26③）。
25-2 Aは離婚に伴う財産分与により前夫B所有の住宅を取得したが、財産分与により取得した場合には、居住要件等その他の要件を満たしていたとしても、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができないとした。	25-2 Aの取得した住宅は前夫から贈与ではなく財産分与により取得したものである。また、既に離婚していることから生計を一にする親族等からの既存住宅の取得にも該当しないことから、居住要件等その他の要件を満たしていれば、Aは住宅借入金等特別控除を受けることができる（措法41①、措令26③）。
25-3 「住宅取得資金贈与の特例」を受けた場合の「住宅借入金等特別税額控除額」の対象となる金額の判定に当たって、「借入金の年末残高」と「家屋等の取得対価の額」のどちらか少ない方で判定し、住宅借入金等特別税額控除額の計算を行った。	25-3 住宅取得資金の贈与の特例（措法70の3）を受けた場合において、贈与された住宅取得資金と住宅借入金等の合計額が家屋等の取得対価の額を超える場合には、先に家屋等の取得対価の額から住宅取得資金の贈与の特例の金額を差し引き、その残額が住宅借入金等特別控除の対象となる（措令26⑤④）。
※ この規定は平成23年6月の税制改正により明確化されたが、同法の施行日（平成23年6月30日）前の売買契約等についても同様であることに留意する。	
25-4 所得基準（3,000万円）を判定するのに、分離課税の譲渡所得の特別控除後で判断した。	25-4 合計所得金額が3,000万円以下であるか否かの判定は、分離課税の譲渡所得については特別控除前で行う（所法2①三十口かっこ書、措法31①③、32①④）。
25-5 住宅借入金等特別控除の適用期間中に家屋の床面積の居住用割合が60%から40%に減少したが、引き続き住宅借入金等特別控除の適用が受けられるとした。	25-5 住宅借入金等特別控除は、家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が専ら居住の用に供されている家屋を取得等して、適用年まで引き続き居住の用に供していることが要件とされている（措法41①、

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
	<p>措令26①、②)。</p> <p>この規定は、家屋の取得の年だけでなく適用年には継続されることから、取得時に要件を満たす家屋であったとしても、居住の用に供されている家屋の床面積が2分の1に満たないこととなった年以後について、住宅借入金等特別控除の適用は受けられない。</p>  <p>① 変更した年の年末の居住用割合を基に計算</p>  <p>② 変更した年以後適用なし</p>  <p>③ 変更した年の年末の居住用割合を基に控除額を計算</p>  <p>④ 住宅借入金等特別控除の対象となる家屋を取得していないため変更後も適用なし</p> <p>□部分は、居住用以外の部分を示す。</p>
<p>25-6 土地の所有者を父、家屋の所有者を子として土地付き家屋を購入した場合、それぞれに住宅借入金等特別控除を適用した。</p> <p>25-7 新築の日前2年以内に、金融機関等からの借入金により先行取得した土地等について、家屋を目的とする抵当権が設定されていないにもかかわらず、その土地等に係る借入金を控除対象とした。</p>	<p>25-6 住宅借入金等特別控除の対象となる借入金は、家屋の購入とともにその家屋の敷地に要する資金に充てるための借入金とされることから、父は、土地購入の借入金しか有していないため、住宅借入金等特別控除の適用を受けることはできない（措令26⑧）。</p> <p>25-7 家屋の敷地の用に供する土地等を新築の日前2年以内に取得（先行取得）した場合にその土地等の取得に要する借入金が金融機関等からの借入金である場合には、家屋を目的とする抵当権が設定されていなければ控除対象とならない（措法41①一、二、措令26⑦六イ）。</p> <p>なお、国家公務員共済組合等からの借入金又は債務については、債務者又は敷地の購入者が一定期間内に居住用家屋の建築を貸付条件とされており、かつ、条件に沿ってなされたことについて債権者の確認を受けている場合などにおいては、家屋を目的と</p>

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
25-8 定期借地権付住宅の購入資金に充てるための借入金についても、住宅借入金等特別控除の対象となり得るが、地主に対して権利金を支払う場合と、保証金を支払う場合とで同じ取扱いをした。	<p>する抵当権の設定がなくても対象となる（措法41①一、二、措令26⑦六口）。</p> <p>25-8 借地権の設定の対価として、地主に権利金を支払う場合には、その権利金の支払に充てるための借入金は、原則として控除対象となる。</p> <p>借地権の設定に際して、地主に保証金を預託する場合には、その保証金そのものは借地権の設定の対価ではないため、その支払に充てるための借入金は、控除対象とはならない。</p> <p>しかし、その定期借地権を設定した日の属する年の月における基準年利率未満の約定利率による利息の支払があるとき又は支払うべき利息がないときは、基準年利率による一定の計算方法によって計算した金額を土地等の取得の対価の額として取り扱うこととされ、その取得対価の額に相当する借入金を、原則として控除対象とする（措通41-28、財産評価基本通達27-3(2)）。</p> <p>※ 「基準年利率」とは、財産評価基本通達4-4に掲げる利率をいう（平23.10.14付課評2-33「平成23年分の基準年利率について」参照）。</p>
<p>《財産評価基本通達27-3(2)》</p> $\text{保証金等の額} - \left[\frac{\text{保証金等の額}}{\text{に相当する金額}} \times \frac{\text{定期借地権等の}}{\text{設定期間年数}} \times \frac{\text{に応じる}}{\text{基準年利率の}} \times \frac{\text{定期借地権等の}}{\text{設定期間年数}} \times \frac{\text{に応じる}}{\text{基準年利率の}} \right] = \left[\frac{\text{保証金等の額}}{\text{に相当する金額}} \times \frac{\text{約定}}{\text{利率}} \times \frac{\text{定期借地権等の}}{\text{設定期間年数}} \times \frac{\text{に応じる}}{\text{基準年利率の}} \right]$ <p>【計算例】（保証金 1,500万円、設定期間 50年の一般定期借地権で、契約終了時に無利息で返還）</p> $(保証金の額) \quad \left[\frac{(保証金の額)}{1,500 \text{万円}} \times \left(\frac{\text{設定年数 } 50 \text{ 年に応じる}}{\text{年 } 1.5\% \text{ (注)の複利現価率}} \right) \right] = \text{適用対象金額}$ <p style="text-align: right;">(注) 平成23年9月の基準年利率は1.5%</p>	
25-9 夫婦共有の家屋を妻単独名義（夫は連帯保証人）の借入金4,000万円で購入した翌年以降に、借入金の契約を変更して妻名義2,000万円、夫名義2,000万円の借入金に変更した場合、変更の年以後の年分について夫も住宅借入金等特別控除の適用を受けることができるとした。	<p>25-9 住宅借入金等特別控除は、政令で定める家屋を取得等して、取得等に係る借入金等を有していることが要件とされている（措法41①）。</p> <p>事例の場合、夫は連帯保証人に過ぎず、家屋の取得時に借入金等を有していない。</p> <p>したがって、その後、夫名義の借入金が発生したとしても、その借入金は新たに生じた債務であり、家屋の取得等のための借入金を借り換えるものには当たらないため、住宅借入金等特別控除の適用を受けることはできない。</p> <p>なお、当初の借入れが妻単独の借入れではなく、</p>

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
25-10 年末に住宅借入金の繰上返済をした結果、借入先から送付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」に記載された年末残高の予定額より実際の残高が少なくなったが、予定額に基づき、住宅借入金等特別控除の計算を行った。	<p>妻と夫の連帯債務である場合には、夫も住宅借入金等特別控除の適用を受けることができる。</p> <p>25-10 住宅借入金等特別控除額の計算は、その年の12月31日における住宅借入金等の金額の合計額を基に計算することとされている（措法41②③⑤、41の2）。</p> <p>事例の場合、12月31日における実際の住宅借入金等の残高を基に、住宅借入金等特別控除額の計算をすることとなる（措通41-20）。</p> <p>なお、繰上返済等の結果、償還期間が10年未満となる住宅借入金等については、その年分以後、住宅借入金等特別控除の適用はできない（措通41-19）。</p>
25-11 給与所得者が使用者から利子補給金の支払を受け、実際に負担する金利が年1%未満となっている場合に住宅借入金等特別控除を適用した。	<p>25-11 給与所得者等がその使用者等から使用人である地位に基づいて貸付け等を受ける次の借入金又は債務は、住宅借入金等特別控除の対象とはされない（措法41⑦、措令19の2②、26⑤、措規11の2、18の21⑩）。</p> <p>(1) 使用者又は事業主団体から貸付けを受けた住宅借入金等のうち、その利息の利率が年1%未満（無利息を含む。以下同じ。）である場合におけるその借入金又は債務</p> <p>(2) 使用者又は事業主団体から支払を受けた利子補給金の額があるため、給与所得者が負担する住宅借入金等の利息の実質金利（支払利息の額から利子補給金の額を控除した残金の元本に対する割合）が年1%未満となる場合におけるその借入金又は債務</p> <p>(3) 使用者又は事業主団体から使用人である地位に基づいて譲り受けた家屋の取得の対価の額が、当該譲り受けた時におけるその家屋の価格の2分の1未満である場合におけるその家屋の取得に係る借入金又は債務</p>
25-12 金融機関からの借入れであっても、金利が1%未満の借入金は住宅借入金等特別控除の対象とならないとした。	25-12 儻還期間が10年以上で、割賦償還の方法により返済することとされている金融機関からの借入金である場合には、その利率が1%未満であっても、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金に該当する（措法41①～）。
25-13 昨年住宅を取得して住宅借入金等特別控除の適用を受けている公務員が、2年間の予定で海外派遣された場合において、派遣後も配偶者及び子供が引き続きその住宅に居住する場合であっても、海外赴任	<p>25-13 公務員は、出国により国内に住所を有しない場合であっても、国内に住所を有するものとみなされ、居住者に該当する（所法3①、措法2①一の二）。</p> <p>※ 事例の場合、家族が引き続き居住の用に供する</p>

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
期間については非居住者に該当するから、住宅借入金等特別控除の適用はできないとした。	など一定の要件を満たすときには住宅借入金等特別控除の適用がある。 なお、公務員以外の者においては、海外赴任期間中は非居住者となることから適用がない。
25-14 住宅借入金等特別控除の再適用に当たり、2年間の予定で海外赴任することになったが、海外赴任期間中、居住していた家屋を3年間賃貸することから、2年後に帰国後、1年間賃貸住宅に入居その後、自己の家屋に再居住するため、再適用は認められないとした。	25-14 住宅借入金等特別控除の再適用の要件として、転任の命令に伴う転居等により家屋に居住しないこととなった後に、再びその家屋に居住することを要件としているが、転任の命令に伴う転居等の事由が解消した後、遅滞なく（又は一定の期間内に）再居住すべきことを要件とはしていない（措法41⑪）。 したがって、転任の命令に伴う転居に基づいて居住の用に供しなくなった後、再居住するのであるから、他の要件を満たせば住宅借入金等特別控除の再適用は認められる。 なお、再居住した年の途中まで家屋を賃貸していた場合には、再居住した年の翌年から再適用が認められる。
25-15 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例の適用と、買換え資産の取得に係る住宅借入金等特別控除の適用は、重複できないとした。	25-15 居住用財産の譲渡損失の金額が生じた場合には、特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例（措法41の5）と住宅借入金等特別控除は重複適用できる。
25-16 平成18年に入居し、住宅借入金等特別控除の適用を受けていた納税者が、平成23年分の確定申告をする際に課税総所得金額が0円となったので、「住民税住宅借入金等特別控除申告書」を提出すれば税源移譲に伴う税額が住民税から減額される旨説明した。	25-16 税源移譲に伴う制度とは、当該年分の住宅借入金等特別控除額と当該年分の課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額（以下「課税総所得金額等」という。）に改正前の税率を適用した場合の所得税額のいずれか小さい金額から当該年分の所得税額を控除した残額があるものについて住民税から控除する制度である（平成18年地法附則5の4）。 事例の場合、課税総所得金額が0円であることから残額は発生せず税源移譲の対象となる金額はない。 ※ 平成21年度税制改正により、①平成11年から平成18年までに入居した者又は②平成21年から平成25年までに入居した者で、所得税の住宅借入金等特別控除を適用し、所得税から控除しきれなかった金額がある場合は、その控除しきれなかった金額を、 <u>所得税の課税総所得金額等の5%と97,500円</u> のいずれか少ない方の金額を限度として、翌年分の住民税から控除するとされ、この際、市町村への申告書の提出は不要とする新制度が創設され

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>25-17 平成20年に居住の用に供した者に対し、所得税で引ききれなかった住宅借入金等特別控除額は住民税から減額される旨説明した。</p>	<p>た（地方税附則5の4の2）。</p> <p>ただし、①平成11年から平成18年までに入居した者で、新制度による計算が従前の税源移譲に伴う制度による計算より不利となる場合は、3月15日（期限の有無規定はない。）までに「住民税住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出することによって、従前の税源移譲制度を選択することができる（地方税附則5の4）。</p>
<p>【26住宅耐震改修特別控除】</p> <p>26-1 地震に備えて、23年前（昭和63年）に新築した家屋の耐震改修工事を行い、その費用の10%相当額を住宅耐震改修特別控除として、所得税額から控除した。</p>	<p>25-17 所得税で引ききれなかった住宅借入金等特別控除額を住民税から減額する制度は、平成11年から平成18年までに入居した者又は平成21年分から平成25年までに入居した者が対象である（地法附則5の4の2）。</p> <p>また、税源移譲の結果減少する控除額を住民税から減額する措置は、平成11年から平成18年までに入居した者が対象である（地法附則5の4）。</p> <p>したがって、平成19年又は20年に入居した場合には、住民税から減額する制度はない。</p> <p>26-1 平成18年4月1日から平成25年12月31日までの間に、一定の要件（※）を満たす耐震改修を行った場合には、その費用の額（平成23年6月30日以後に契約を締結した場合は、改修に係る補助金等の額を控除した金額）又は耐震工事の標準的な費用の額のいずれか少ない金額の10%相当額（最高20万円）を所得税額から控除できる（措法41の19の2、措令26の28の4、措規19の11の2、平成23改正法附則46）。</p> <p>※ 一定の要件とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① この家屋が申請者の居住の用に供する家屋（昭和56年5月31日以前に建築されたもの）で、現行の耐震基準（昭和56年6月1日以後）に適合していないものであること ② この家屋について現行の耐震基準（昭和56年6月1日以後）に適合させるための耐震改修を行ったこと ③ この耐震改修が平成18年4月1日から平成25年12月31日までの間に行われたものであること ④ 平成23年6月30日前に住宅耐震改修に係る契約を締結した場合は、耐震改修を行う家屋が一定の計画区域内にあること <p>事例の場合、昭和56年5月31日以前に建築されたものではないことから、住宅耐震改修特別控除を適用できない。</p>

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
26-2 自己の居住の用に供する家屋について住宅耐震改修工事を行ったが、その後勤務先の転勤命令によりその年の12月末まで引き続き居住することができなくなったため、住宅耐震改修特別控除の適用はできないとした。	26-2 住宅耐震改修特別控除は、居住者が平成18年4月1日から平成25年12月31日までの間に、地方公共団体が作成した一定の計画区域内（平成23年6月30日以後に住宅耐震改修に係る契約を締結する場合は適用対象となる地域の要件はない。）において、その居住の用に供する一定の家屋に耐震改修を行った場合に、適用があることとされているが、その年の年末まで引き続き居住することが要件とされていない（措法41の19の2）。
したがって、当該耐震改修工事を行ったときにおいて、その家屋を居住の用に供していれば住宅耐震改修特別控除の適用を受けることができる。	
26-3 住宅耐震改修工事を行い、地方公共団体から「住宅耐震改修証明書」の交付を受けたが、増改築に係る住宅借入金等特別控除を受けたため、住宅耐震改修特別控除の適用はできないとした。	26-3 住宅借入金等特別控除の要件及び住宅耐震改修特別控除の要件（問26-1参照）を満たせば、重複適用は可能である。
26-4 住宅耐震改修特別控除の適用年分について、住宅耐震改修証明書の「証明書日付」の属する年とした。	26-4 住宅耐震改修特別控除の適用年分は、住宅耐震改修証明書に記載された「耐震改修が完了した日」の属する年分となる（措通41の19の2-1）。
【27確定申告】	
27-1 給与所得が1か所（年末調整済）で、給与所得及び退職所得以外の所得が20万円以下である納税者は、確定申告を要しない者であるから、医療費控除の適用を受けるための還付申告書を提出するよりも、給与所得のみで申告すればよいとした。	27-1 確定申告を要しない者（所法121）が、還付申告書を提出する場合には、給与所得及び退職所得以外の20万円以下の所得も申告に含める必要がある。
27-2 同族会社の役員（給与所得の年末調整済）が、その法人から貸付金利子を受け取っている場合、その金額が20万円以下であれば、確定申告の必要はないとした。	27-2 同族会社の役員については、年末調整済の給与（1か所）以外に、その同族会社から貸付金利子、不動産等の使用料の支払いを受けている場合には、それらの所得を含めて計算した税額から配当控除及び年末調整に係る住宅借入金等特別控除の金額を控除した後の税額がある限り確定申告をしなければならない（所法120、121、所令262の2、措法41の2の2④二）。
27-3 2か所以上から給与の支払いを受けている者で、年末調整を受けていない従たる給与の収入金額と給与所得及び退職所得以外の各種所得の金額との合計額が20万円を超える場合は、確定申告しなければな	27-3 事例の場合でも、その年中に支払を受ける給与の収入金額の合計額から、離損控除、医療費控除、寄附金控除、基礎控除以外の各所得控除の合計額を差し引いた金額が150万円以下で、かつ、給与所得及び

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
しないとした。	<p>退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円以下の場合は、確定申告義務はない（所法121①二、所基通121-6）。</p> <p>※ 各種所得の金額の合計額に算入される一時所得の金額及び総合長期譲渡所得の金額は、それぞれ2分の1した後の金額となる（所法22②）。</p>
27-4 2か所から給与の支払いを受けている者で、1か所は国内の会社からの給与200万円、もう1か所は国外の会社から直接受ける給与が15万円である場合、従たる給与が20万円以下であるため、確定申告は不要であるとした。	27-4 2か所以上から給与等の支払いを受けている場合で、その給与等の全部が、源泉徴収対象のものである場合には、従たる給与等の支払者から支払を受ける金額が20万円以下であるときは、確定申告は不要とされているが、その給与が源泉徴収対象でない場合には、確定申告が必要となる（所法121①二、所基通121-5）。
27-5 不動産所得を有している給与所得者について、青色申告特別控除（65万円）後の不動産所得金額が20万円以下となることから、確定申告書の提出を要しないとした。	<p>27-5 確定申告を要しない規定（所法121条1項）が適用されるか否かを判断する場合における「給与所得及び退職所得以外の所得金額」とは、法及びその他法令の規定により確定申告書の提出等を要件として適用される特例等を適用しないで計算した当該所得金額をいう旨定められている（所基通121-6）ところ、事例の場合の不動産所得の金額は、確定申告等の提出を要する65万円の青色申告特別控除を適用しないで算定（10万円の青色申告特別控除額控除後）した金額が20万円超となることから、確定申告書の提出を要することとなる。</p> <p>※ なお、10万円の青色申告特別控除額を適用する場合には、確定申告書への記載等の手続き要件はないことから、控除適用後の所得金額が20万円以下となる場合には、確定申告書の提出は要しない。</p>
27-6 給与所得者が提出した医療費控除を受けるための還付申告書（法122条）に誤りがあり、正当に計算しなおすと還付税額が発生しないので、還付申告書が撤回できるとした。	<p>27-6 確定申告書に記載されたところによれば法121条の規定に該当することとなる給与所得者から提出された申告書で第3期分の税額が記載があるものについてのみ当該申告書の撤回ができる（所基通121-2）とされている。</p> <p>そうすると、還付される税額が記載されている法122条の規定に該当する確定申告書の撤回はできないこととなる。</p>
27-7 納税者が死亡したため、その相続人の住所地を被相続人の準確定申告の納税地とした。	27-7 死亡した者に係る納税地は、その相続人の納税地ではなく、死亡した者の死亡時の納税地である（所法16⑥）。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>27-8 青色申告の承認を受けていた被相続人の事業を承継した相続人が青色申告の承認を受けるには、新たな事業の開始であるから、承継した事業の開始の日から2か月以内に青色申告の承認申請書を提出しなければならないとした。</p>	<p>27-8 既に青色申告の承認を受けていた被相続人の事業の承継により、新たに事業を開始する場合、その相続人に係る青色申告の承認申請書は、相続開始の日から4か月を経過する日（確定申告書の提出期限）と青色申告の承認があったものとみなされる日のいずれか早い日までに提出すればよいこととされている（所法147、所基通144-1）。</p> <p>具体的には、次のようになる。</p> <p>(1) その死亡が1月1日から8月31日までの場合 ⇒ 死亡の日から4か月以内 (この場合のみなし承認は、12月31日)</p> <p>(2) その死亡が9月1日から10月31日までの場合 ⇒ その年の12月31日 (この場合のみなし承認は、12月31日)</p> <p>(3) その死亡が11月1日から12月31日までの場合 ⇒ 翌年2月15日まで (この場合のみなし承認は、翌年2月15日)</p>
<p>27-9 従前から事業的規模に至らない程度の不動産貸付業を営んでいる者が、本年7月に事業所得を生ずべき事業を開設した場合に、事業を開設した日から2か月以内に青色申告承認申請書を提出したときは、本年分から青色申告が認められるとした。</p>	<p>27-9 所法144に規定する「新たに業務を開始した場合」とは、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務のいずれも営んでいない者が、いずれかの業務を開設した場合をいう。</p> <p>したがって、事例の場合は、本年3月15日までに青色申告承認申請書を提出していない限り、本年分について青色申告によることはできない（所法144）。</p>
<p>【28電子申告関係】</p> <p>28-1 申告義務がない者（所法122該当者）に対して、平成23年分の還付申告書を平成24年3月16日以後に電子申告した場合であっても電子証明書等特別控除（最高4,000円）の適用を受けることができる旨説明した。</p>	<p>28-1 平成23年分については平成24年3月15日までに電子申告しなければ、当該年分において電子証明書等特別控除の適用を受けることはできない。</p> <p>なお、平成19年分から平成22年分のうちいずれかの年分の確定申告で適用を受けた者は、平成23年分において再度の適用はない（措法41の19の5②③）。</p>
<p>28-2 平成22年分で電子証明書等特別控除1,000円の適用を受けたが、限度額の5,000円まで残り4,000円の余裕があるので、平成23年分で4,000円を控除した。</p>	<p>28-2 電子証明書等特別控除の適用は、平成19年分から平成24年分のいずれか一の年分に限られており、平成22年分で当該控除の適用を受けた場合は、たとえ控除額に余裕があったとしても、平成23年分において残余の控除額を控除することはできない（措法41の19の5③）。</p>
<p>28-3 平成22年分で電子証明書等特別控除を5,000円控除していたが、所得控除漏れを内容とする更正の請求</p>	<p>28-3 電子証明書等特別控除は、確定申告期限内に送信する確定申告書と併せて、電子証明書等特別控除の</p>

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>書を提出したところ、更正後の税額は0円となり電子証明書等特別控除を適用する必要がないため、平成23年分の確定申告で電子証明書等特別控除を適用した。</p> <p>28-4 平成23年分の所得税の確定申告情報を、電子署名に係る電子証明書と併せて申告期限までに送信したが、電子証明書等特別控除を適用せずに送信したため、更正の請求により電子証明書等特別控除を適用することとした。</p> <p>28-5 平成22年分の確定申告で電子証明書等特別控除1,000円の適用を受けたが、申告期限後に誤りが発覚し、税額が増加したので、電子証明書等特別控除の限度額までの残り4,000円を追加して控除した修正申告書を提出した。</p> <p>28-6 電子申告に当たって第三者作成書類（医療費の領収書等）の添付を省略した者に対し、内容を入力して送信していることから、医療費の領収書等の保存は必要ないと説明した。</p>	<p>適用を受ける旨及び適用を受けようとする電子証明書等特別控除額を送信する場合に限り適用される。</p> <p>したがって、当初申告において、電子証明書等特別控除を適用しているため、更正の請求により税額が0円になったとしても、平成23年分において電子証明書等特別控除を適用することはできない（措法41の19の5②）。</p> <p>28-4 電子証明書等特別控除は、確定申告情報と併せて、電子証明書等特別控除の適用を受ける旨及び適用を受けようとする電子証明書等特別控除額に係る情報を送信した場合に限り適用される。</p> <p>したがって、更正の請求により電子証明書等特別控除を適用することは適用できない（措法41の19の5②）。</p> <p>※ 平成23年12月の税制改正により、控除額を当初申告額に限る旨の規定の見直しが行われたが、当初申告要件は廃止されていないため、翌年の3月15日までに行う当初申告時に当該控除を受ける旨の記載がなければ更正の請求等によって新たに控除を受けることはできない（新措法41の19の5）。</p> <p>28-5 平成22年分以前の所得税については、修正・更正等により税額が増加することになっても、控除額は当初申告の額が限度となる（措通41の19の5②）。</p> <p>※ 平成23年分以後は、控除額を当初申告額に限る旨の規定が廃止されたため、修正申告等により控除額を増加することができることとされた（新措法41の19の5）。</p> <p>28-6 税務署長は、原則として確定申告期限から3年間、その入力内容の確認のために当該書類を提出又は提示させることができ、これに応じなかった場合には、確定申告書の提出に当たって当該書類の提出又は提示をしたことにはならないので、添付省略とした第三者作成書類についても保存が必要となる（国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令5③④、平成20年国税庁告示第31号）。</p> <p>※ 平成23年12月の税制改正により増額更正期間が3年から5年に延長されたことに伴い、保存期間も5年に延長された（平成23年国税庁告示第31号）。</p>

個人課税関係誤りやすい事例（消費税法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
【課税範囲】	
1 個人事業者（消費税の課税事業者）が、副業として月額10万円で店舗一戸の賃貸も行っている場合、この貸店舗の賃料は消費税の課税の対象とならないとした。	<p>1 消費税は、国内において事業者が「事業」として対価を得て行う資産の譲渡等を課税の対象としており、この場合の「事業」とは、所得税法の所得の種類にかかわらず、「同種の行為を、反復、継続かつ独立して遂行すること」をいい、規模を問わないのが基本的な考え方である。</p> <p>よって、建物の賃貸を反復、継続かつ独立して遂行しているものと認められる場合には、その規模の大小にかかわらず、「事業」として行われる資産の譲渡等の対価として消費税の課税の対象となる（消法2①八、4①、消基通5-1-1）。</p>
2 不動産賃貸業者（消費税の課税事業者）が、たまたま自己の趣味に関する講演を依頼され講演料を受領した場合、すでに消費税の課税事業者であることから、この講演料について消費税の課税の対象とした。	<p>2 消費税の課税対象となる資産の譲渡等には、その性質上事業に付随して対価を得て行われる資産の譲渡等（いわゆる付隨行為）を含むとされているが、事例の場合の講演は不動産賃貸業とは無関係であるから、「その性質上事業に付隨」する資産の譲渡等には当たらない。</p> <p>よって、講演活動が反復、継続かつ独立して遂行しているものと認められない場合には、「事業」として対価を得て行われる資産の譲渡等に該当せず消費税の課税とはならない（消法2①八、4①、消令2③、消基通5-1-1、5-1-7）。</p>
3 個人事業者（消費税の課税事業者）が、家事用資産を売却した場合、事業者が行ったものとして、消費税の課税の対象になるとした。	<p>3 家事用資産の売却については、例え事業者が行ったものであっても、「事業として行われる資産の譲渡等」に該当しないことから、課税の対象とはならない（消基通5-1-1（注）1）。</p>
4 建物の賃貸借契約の締結に当たって受領する保証金や敷金は、消費税の課税の対象になるとした。	<p>4 賃貸借契約に当たって受領する権利金や更改料のように、後日に返還しないものは、権利の設定の対価であるから、資産の譲渡等の対価に該当するが、敷金や保証金のように賃貸借の終了時に返還されるものは一種の預り金であり資産の譲渡等の対価に該当しない（消基通5-4-3）。</p> <p>なお、敷金や保証金であっても、返還されない部分がある場合には、返還されないことが確定した課税期間において資産の譲渡等の対価となる（消基通9-1-23）。</p>

個人課税関係誤りやすい事例（消費税法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
5 賃貸マンションの売買の際に、売買当事者間の合意に基づき固定資産税・都市計画税の未経過分を買主が分担することとなつたが、地方公共団体に対して納付すべき固定資産税等の預り金(不課税扱い)として課税標準に含めなかつた。	5 不動産売買契約における公租公課の分担金（未経過固定資産税等）は、私人間で行う利益調整のための金銭の授受であり、不動産の譲渡対価の一部を構成するものであるから、固定資産税・都市計画税の未経過分を含めた譲渡価額のうち、建物部分が課税の対象となる（消法2①八、28①、消基通10-1-6）。
6 国民健康保険料の滞納等で保険証の交付を受けられない者がいわゆる資格証明書により診察を受けた場合に、診察料の全額を自己負担しなければならないことから、自由診療収入として課税売上げとした。	6 保険証の交付を受けられない者が資格証明書により自己の費用負担で受ける診察であつても、当該診療は国民健康保険法の規定に基づく診察（社会保険診療報酬）となるため非課税となる（消法別表第一・六イ）。
7 認可外保育施設が行う乳児又は幼児を保育する業務に係る資産の譲渡等は、消費税の課税の対象になるとした。	7 平成17年厚生労働省告示第128号に規定する基準を満たし、各都道府県知事等からその基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設が、上記証明書の交付を受けた日以降に行う乳児又は幼児を保育する業務に係る資産の譲渡等は、非課税となる（消令14の3-1）。（注）平成17年4月1以後に行われる資産の譲渡等に適用される（平17改正消令附則①②）。
8 取引先の借金の保証を行っていた事業所得者が、取引先の倒産によりその保証債務の履行を求められ、やむなく自分の工場を売却して債務の履行を行つたが、この場合、保証債務の履行のための譲渡であるから、消費税は課税されないとした。	8 消費税が課される「事業として対価を得て行われる資産の譲渡」は、その原因を問わないのであるから、非課税取引又は免税とされるもの以外は、課税の対象になる（消法2①八、5①、消基通5-2-2）。
【非課税取引】	
9 1か月に満たない短期間ににおいて更地を貸し付けた場合、土地の貸付けであるとして非課税とした。	9 土地の譲渡及び貸付けについては非課税とされているが、契約による土地の貸付けに係る期間が1か月に満たない場合及び駐車場その他の施設の利用に伴つて土地が使用される場合には、課税の対象になる（消法6①、消令8、消基通6-1-4）。

個人課税関係誤りやすい事例（消費税法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
10 貸店舗の賃料を地代と家賃に区分する契約を行っていた場合、土地部分は非課税であるとした。	10 土地の使用は店舗という施設の貸付けに必然的に随伴するものであり、その使用は土地の貸付けに該当しない、したがって、敷地部分と建物部分の賃料が区分されているとしても、その全体の賃料が資産の貸付けの対価として課税となる（消法6①、消令8、消基通6-1-5（注）2）。
11 マンションとその敷地内にある駐車場の賃貸契約において、契約書に家賃と駐車場使用料を区分しないで賃料が記載されている場合はすべて駐車場付き住宅の貸付けとして非課税になるとした。	11 集合住宅の賃貸において、1戸当たり1台分以上の駐車スペースが確保されており、かつ、車の保有の有無にかかわらず割り当てがある場合で、駐車場料金を家賃と区別して収受していない場合に、その全体が住宅の貸付けとして非課税とされる（消法6①、消基通6-13-3）。
12 住宅の譲渡は、課税の対象とならないとした。	12 住宅の貸付けが非課税とされるので、建物の譲渡は課税の対象となる（消法別表第一第十三号）。
13 土地の譲渡及び貸付けは非課税であるので、これらに伴い収受する仲介手数料についても非課税とした。	13 土地の譲渡又は貸付け等に関連する取引であっても、これらに係る仲介手数料は、売買等のあっせんという役務の提供の対価となるので、消費税の課税の対象となる（消法6①、消基通6-1-6）。
14 購入していた郵便切手や印紙を、金券ショップに売却した場合、その代金を非課税とした。	14 郵便切手や印紙が非課税となるのは、郵便局や印紙売りさばき所など一定の場所における譲渡に限られる（消法別表第一第四号イ、消基通6-4-1）。
15 酒類小売店において、ビール券と引き換えにビールを販売した場合、物品切手の譲渡に当たるとして、非課税とした。	15 ビールを販売したのであるから、課税資産の譲渡等に該当する。

個人課税関係誤りやすい事例（消費税法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>【参考】ビール券の取扱い（売買形式により取引をする場合）</p> <pre> graph LR Issuer[発行者] -- "① ビール券販売" --> Distributor[卸売店] Distributor -- "ビール券引渡し (代金請求)" --> Wholesaler[小売店] Wholesaler -- "ビール券引渡し (代金請求)" --> Consumer[消費者] Consumer -- "ビール券引換え" --> Wholesaler Wholesaler -- "ビール券引換え" --> Issuer </pre> <p>① 発行者から卸売店への販売 物品切手等の発行は、物品の給付、役務の提供という給付請求権の原始的設定であり、物品切手等の譲渡には該当しない。 したがって、発行者が卸売店に対してビール券を引渡し、代金を受領する行為は消費税の課税対象外（不課税取引）となる（消基通6-4-5）。</p> <p>② 卸売店から小売店への販売 物品切手等の譲渡に該当し、非課税となる（消法別表第一第四号ハ）。</p> <p>③ 小売店から消費者への販売 ②と同様の取扱いとなる。</p> <p>④ 小売店における引換え ビール券と引換えにビールを引渡す取引は、課税資産の譲渡に該当し、課税売上げとなる。</p> <p>⑤ 小売店から卸売店への引渡し ビールと引換えられたビール券は、その引換えにより物品切手等ではなくなり、代金決済のための証拠書類となる。 したがって、引換え済みのビール券の引渡しは資産の譲渡等には該当せず、消費税の課税対象とはならない。この場合、支払を受ける金額から引換えに給付したビールの価額を差し引いた金額は、取扱手数料となり、課税対象となる。</p> <p>⑥ 卸売店から発行者への引渡し ⑤と同様の取扱いとなる。この場合、支払を受ける金額から引換え済みのビール券の引渡しを受けて支払う金額を差し引いた金額は、取扱手数料となり、課税対象となる。</p>	
<p>【納稅義務者】</p> <p>16 日本国内に住所又は居所を有しない非居住者が、日本国内において商品を販売するような場合は、消費税の納稅義務はないとした。</p> <p>17 非居住者である外国人プロ野球選手等は、消費税の申告は不要とした。</p> <p>18 基準期間が免税事業者であり、かつ、その基準期間の売上高が1,050万円であった場合、税抜き計算をすれば課税売上高が1,000万円以下となることから、納稅義務は免除されたとした。</p>	<p>16 国内における課税資産の譲渡等につき、消費税を納める義務がある「事業者」とは個人事業者及び法人をいい、国内において課税資産の譲渡等を行う限り、非居住者についても消費税の納稅義務はある（消法4①、5①、消基通5-1-11）。</p> <p>17 消費税は、非居住者であっても国内において課税資産の譲渡等を行う限り納稅義務者となるので、基準期間の課税売上高が1,000万円を超えていれば消費税の課税業者に該当する（消法4①、5①、消基通5-1-11）。</p> <p>18 基準期間が免税事業者であった場合には、その課税売上高には消費税等は含まれていないため、税抜きにすることはできず、基準期間における課税売上高は、課税資産の譲渡等に伴って収受し又は収受すべき金額の全額（1,050万円）となるから、納稅義務があることになる（消基通1-4-5、平17.2.1最高裁）。</p>

個人課税関係誤りやすい事例（消費税法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
19 当課税期間の課税売上高が1,000万円以下であれば、基準期間の課税売上高が1,000万円を超える場合であっても、確定申告をする必要がないとした。	19 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える場合には、たとえ課税期間の課税売上高が1,000万円以下であっても納税義務は免除されない（消基通1-4-1）。ただし、課税資産の譲渡等（免税となるものを除く。）がなく、かつ、納付税額がない課税期間については、確定申告をする必要がない（消法45①ただし書、消基通1-4-1（注））。
20 事業者が廃業して1年経過後に、新たな事業を開始した場合において、新規事業に係る基準期間における課税売上げがないことから免税事業者であるとした。	20 個人事業者における基準期間とは、その前々年をいうものとされており、新設法人とは異なり、必ず存在するものである。 したがって、事業の継続性や事業内容の変更の有無に關係なく、前々年の課税売上高が1,000万円を超えているか否かで判断することとなる（消法9①）。
21 個人事業者Aは、平成×年中に相続により父親の事業を承継したが、父親（被相続人）の基準期間の課税売上高が1,000万円を超えていたにもかかわらず、A自身の基準期間の課税売上高が1,000万円以下であったことから、納税義務はないとした。	21 相続があった年の基準期間における課税売上高が1,000万円以下である相続人が、当該基準期間における課税売上高が1,000万円を超える被相続人の事業を承継したときは、相続のあった日の翌日から年末までの期間については課税事業者となる（消法10①）。 相続人が事業を承継している場合に相続のあった年の翌年又は翌々年については、相続人と被相続人の課税売上高の合計が1,000万円を超えているかどうかで判断する（消法10②）。
22 前々年（基準期間）の中途で新たに事業を開始した場合、その基準期間の課税売上高を年換算したところで納税義務の判定をした。	22 基準期間において事業を行っていた期間が1年に満たない場合であっても、法人とは異なり、課税売上高を1年に換算する必要はない（消基通1-4-9）。
23 個人事業者の納税義務を判定する場合において、基準期間における課税売上高に免税売上げを含めないで判定した。	23 基準期間の課税売上高に免税売上げは含まれる。 なお、免税売上げには消費税は含まれていないのでその対価を更に税抜きにはできない（消基通1-4-2）。
24 5年前の課税期間に係る消費税を更正・決定する場合、7年前の年分の所得税又は消費税の確定申告が必要であるとした。	24 7年前の年分の所得税又は消費税の確定申告書の提出の有無にかかわらず、調査等により基準期間の課税売上高を認定できればよい。

個人課税関係誤りやすい事例（消費税法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
【資産の譲渡等の時期】 25 現実に資産の譲渡等が行われていない場合でも、前受金、仮受金、預り金等として金銭を受領した場合は、その時点で消費税が課税されるとした。	25 所得税法67条（小規模事業者の収入及び費用の帰属時期）の規定の適用を受ける場合を除き、前受金、前払金、未収金、未払金等として入出金があつても、その時点で資産の譲渡等及び課税仕入れ等があつたことにならず、現実に資産の引渡しやサービスの提供があつた時点が資産の譲渡等及び課税仕入れ等の時期となる（消法18、消基通9-1-27、11-3-1）。
【課税標準】 26 個人事業者が棚卸資産を通常より安い値段で他に販売した場合、時価を消費税の課税標準とした。	26 通常より安値で他に販売した場合であつても、その譲渡した対価の額が課税標準となる（消法28①、消基通10-1-1）。 ただし、法人がその役員に対して著しく低い対価の額（その譲渡の時における資産の価額に相当する金額のおおむね50%に相当する金額に満たない金額）で資産を譲渡した場合には、時価により譲渡があつたものとみなされる（消法28①ただし書、消基通10-1-2）。
27 棚卸資産を家事のために消費したにもかかわらず、課税の対象としなかった。	27 棚卸資産等を家事のために消費し、又は使用した場合には、その家事消費等の時におけるその資産の価額を課税標準として課税される。 ただし、事業者の計上した金額が、課税仕入れの金額以上で、かつ、通常の売価のおおむね50%以上に相当する場合は、これを認める（棚卸資産以外の資産の場合は原則どおり時価により計上する。）（消法4④一、28②、消基通10-1-18）。
28 機械の販売に当たって中古機械を下取りした場合において、販売代金から下取り価額を差し引いて課税標準額を計算した。	28 課税資産の譲渡等に際して資産の下取りを行った場合であつても、その課税資産の譲渡等の金額は、その下取り前の金額である。 なお、下取りした中古機械については、課税仕入れに該当し、仕入税額控除の規定を適用することとなる（消基通10-1-17）。
29 他の者から販売の委託を受けて資産の譲渡等を行つた場合の消費税の課税標準を販売した売上金額の全額とした。	29 受託者の販売行為が委託者に対する役務の提供に該当し、その報酬（販売手数料）が課税の対象になる。 なお、課税資産の譲渡等のみを行う受託者については、

個人課税関係誤りやすい事例（消費税法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
30 課税売上げに係る返品、値引きがあった場合に、当初の売上額から返品額や値引額を差し引いた金額を売上げに計上し、課税標準額を計算した。	<p>販売した受託商品の売上金額を課税資産の譲渡等の金額とし委託者に支払う金額を課税仕入れの金額とすることもできる（消基通10-1-12）。</p> <p>30 課税資産の譲渡等につき返品、値引きなどがあった場合には、課税標準額は返品額や値引額を差し引かずに計算し、返品、値引きなどに係る消費税額は、課税標準額に係る消費税額から、別枠で税額控除する（消法38①）。</p> <p>ただし、返品、値引きなどがあった場合に、売上高から控除する会計処理を継続して行っているときは、控除後の売上高を用いて課税標準額を計算することも認められる（消基通10-1-15、14-1-8）。</p> <p>なお、返品、値引きなどに対する税額調整は、その返品や値引きが発生した課税期間で税額控除することになる。</p>
31 免税事業者であったときの課税売上げについて、課税事業者になってから返品や値引きが生じたが、これらに係る消費税額を課税標準額に係る税額から控除した。	<p>31 免税期間中に行われた売上自体には課されるべき消費税等が含まれていないから、課税事業者になってから返品や値引きが発生しても、税額控除することはできない（消基通14-1-6）。</p> <p>なお、課税仕入れについても同様の取扱いとなる（消基通12-1-8）。</p>
【仕入税額控除】	
32 免税事業者から商品を仕入れた場合には、消費税の納税義務者でないから、課税仕入れに該当しないとした。	32 課税仕入れの相手方は、課税事業者のほか免税事業者や消費者も含まれる（消基通11-1-3）。
33 免税事業者から課税事業者となる場合や課税事業者から免税事業者となる場合、そのいずれにおいても棚卸資産に係る調整を行わなかった。	<p>33 免税事業者から課税事業者になった場合、課税事業者となった課税期間の初日の前日において有する棚卸資産のうち、免税事業者であった課税期間中に国内において行った課税仕入れ又は課税貨物の保税地域からの引取りについては、その資産に係る課税仕入れ等の税額をその課税事業者となった課税期間の課税仕入れ等の税額とみなして仕入れに係る消費税額の調整を図ることとされている（消法36①）。</p> <p>また、課税事業者が免税事業者になった場合は、新たに免税事業者となった日の前日において有する資産のうち、その前日の属する課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る棚卸資産又は当該期間における保税地域からの引取りに係る棚卸資産に該当するものについて</p>

個人課税関係誤りやすい事例（消費税法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
34 個人事業者が2階建の店舗兼住宅を取得し、1階を店舗、2階を居住用として使用する場合、その支払対価の全額が課税仕入れに該当するとした。	は、その資産に係る課税仕入れ等の税額は、その課税期間の仕入れに係る消費税額の計算の基礎となる課税仕入れ等の税額には含めないこととされている（消法36⑤）。
35 個人事業者が、土地を売却する際に不動産業者に支払った仲介手数料は、土地の売上高が非課税であることから、非課税売上げに対応する課税仕入れであるといいかなる場合も仕入税額控除ができないとした。	34 家事共用資産を取得した場合は、その家事消費又は家事使用に係る部分は、課税仕入れに該当しない。 この場合には、支払対価の額をその資産の消費又は使用の実態に基づく使用率、使用面積割合等の合理的な基準によりあん分して計算する（消基通11-1-4）。
36 個別対応方式と一括比例配分方式は、毎年有利な方を自由に選択できるとした。	35 課税売上割合が95%以上の場合には、非課税売上げに對応する課税仕入れも含めて、その全額について仕入税額控除の対象とすることができる。 課税売上割合が95%未満の場合は、課税仕入れに係る消費税額の全額を控除することはできず、個別対応方式か一括比例配分方式のいずれかの方法により計算することとなる（消法30①、②）。
37 仕入税額控除の計算に当たり、一括比例配分方式を選択して確定申告をした後で、計算方法を個別対応方式に変更して更正の請求をした。	36 一括比例配分方式を適用した事業者は、2年間以上継続して適用しなければならない（消法30⑥）。 この場合において、一括比例配分方式を適用した翌課税期間の課税売上割合が95%以上になったことにより、課税仕入れの税額が全額控除された場合も、一括比例配分方式を継続したことになる（消基通11-2-21）。
【簡易課税制度】	37 国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又は計算誤りがあったことには該当しないため、更正の請求はできない（通法23①）。
38 当課税期間において課税資産の譲渡等に係る売掛金について貸倒れが発生したが、簡易課税制度を適用している場合は貸倒れに係る消費税額は控除できないとした。	38 売掛金の貸倒れに係る消費税額の控除は、仕入れに係る消費税額の控除とは別のものであり、簡易課税制度を適用していても、貸倒れに係る消費税額を控除できる（消法39①、消基通13-1-6）。

個人課税関係誤りやすい事例（消費税法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い										
39 小売店が販売するものは、購入者が事業者であってもその売上げは第二種事業に該当するとした。	39 第一種事業とは、他の者から購入した商品を、その性質や形状を変更しないで「他の事業者」に販売する事業をいうので、小売店が販売するものであっても、購入者が事業者であれば、第一種事業に該当する（消令57⑥）。										
40 塗装工事業は、他人の所有物を塗装し加工賃等を対価とするものであるから、第四種事業に該当するとした。	40 塗装工事業は、日本標準産業分類によると「建設業」に該当し、塗料等の資材を自ら調達する限り、第三種事業に該当する。 ただし、他人が調達した塗料を塗装するだけの場合は「加工賃その他これに類する料金を対価とする」ものに該当することから、第三種事業からは除かれ、第四種事業に該当する（消令57⑤三、消基通13-2-4また書）。										
41 卸売業を営んでいる者が事業に使用していた固定資産を譲渡した場合、この事業用固定資産の譲渡も、第一種事業に該当するとした。	41 事業者が自己において使用していた固定資産等の譲渡を行う事業は、第四種事業に該当する（消基通13-2-9）。										
【申告等】											
42 期間特例の適用を受けている事業者の各課税期間の確定申告期限は、すべての課税期間において、その課税期間終了後2か月以内とした。	42 期間特例の適用を受けている事業者の各課税期間の確定申告期限は、次のとおりである（消法19、45①、措法86の4①）。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>原則</th><th colspan="2">翌年の3月31日まで</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">期間特例適用</td><td>3月特例</td><td>1～3月分 4～6月分 7～9月分 10～12月分</td><td>5月31日まで 8月31日まで 11月30日まで 翌年の3月31日まで</td></tr> <tr> <td>1月特例</td><td>1月分から11月分 12月分</td><td>各期間の末日から2月以内 翌年の3月31日まで</td></tr> </tbody> </table>	原則	翌年の3月31日まで		期間特例適用	3月特例	1～3月分 4～6月分 7～9月分 10～12月分	5月31日まで 8月31日まで 11月30日まで 翌年の3月31日まで	1月特例	1月分から11月分 12月分	各期間の末日から2月以内 翌年の3月31日まで
原則	翌年の3月31日まで										
期間特例適用	3月特例	1～3月分 4～6月分 7～9月分 10～12月分	5月31日まで 8月31日まで 11月30日まで 翌年の3月31日まで								
	1月特例	1月分から11月分 12月分	各期間の末日から2月以内 翌年の3月31日まで								
	43 被相続人から事業を承継した場合の、被相続人の確定申告書の提出先を相続人の納税地とした。	43 課税事業者である個人事業者が課税期間の中途で死亡した場合、その相続人は、その相続のあったことを知った日の翌日から4か月を経過した日の前日までに、被相続人の消費税及び地方消費税の確定申告書を提出しなければならない。また、この場合の納税地は、相続人の納税地によらず、被相続人の納税地の税務署に提出することになる（消法21④、45②③、59）。									

個人課税関係誤りやすい事例（消費税法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
44 各年分の修正申告により納付すべきこととなった消費税をその各年分の租税公課に算入した。	44 修正申告により納付すべきこととなる消費税額は、その申告書を提出した年分の必要経費となる。
【届出等】	
45 簡易課税制度を適用している事業者が、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となり免税事業者となった後、再び課税事業者になったときに、仕入れに係る消費税額の計算を簡易課税によらず、原則課税により行った。	45 簡易課税制度を適用している事業者が、基準期間における課税売上高が5,000万円を超えることにより同制度を適用することができなくなった場合又は免税事業となった場合においても、その後の課税期間において、基準期間の課税売上高が5,000万円以下となった場合又は再び課税事業者となった場合、その仕入れに係る消費税額の計算は、「簡易課税制度選択不適用届出書」を提出していない限り、簡易課税によることとなる（消基通13-1-3）。
	※ 「事業廃止届出書」が提出された場合は、「消費税課税事業者選択不適用届出書」、「消費税課税期間特例選択不適用届出書」又は「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」の提出があったものとして取り扱われる（消基通1-4-15）。
46 相続により、課税事業者を選択していた被相続人の事業を承継した場合において、「課税事業者選択届出書」の効力も相続人に承継されたとした。	46 被相続人が提出していた「課税事業者選択届出書」の効力は、事業を承継した相続人には及ばない（消基通1-4-12）から、相続人が課税事業者を選択する場合は、新たに「課税事業者選択届出書」を提出する必要がある。なお、この点は、「課税期間特例選択届出書」及び「簡易課税制度選択届出書」についても同様である。
47 事業専従者が事業を相続した場合において、被相続人の基準期間の課税売上高が5,000万円を越えていることから、簡易課税制度は選択できないとした。	47 相続があった場合の納税義務免除の特例（消法10、21参照）は、納税義務の有無を判断する場合の規定であり、被相続人の基準期間の課税売上高は簡易課税制度の5,000万円基準（消法37①）の判定に影響しない（消法10、37）。
48 従来から貸地業を行っていた者が、ある年から新たに貸ビル業も行うこととなったので、その年から課税事業者を選択する旨の届出書を提出してきたが、その年は事業を開始した日の属する課税期間ではないので、翌課税期間から課税事業者となるとした。	48 事業者が、課税資産の譲渡等に係る事業を開始した日の属する課税期間に「消費税課税事業者選択届出書」を提出した場合には、その課税期間から届出の効力が生じる（消法9④、消令20一）。この場合、非課税資産の譲渡を行っていた事業者が、

個人課税関係誤りやすい事例（消費税法関係）【平成23年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>49 期間特例（3月）の適用を2年以上受けていた事業者が、平成×年1月21日に不適用届出書を提出した場合、平成×年1月1日から原則的な課税期間に戻るとした。</p>	<p>新たに課税資産の譲渡等に係る事業を開始したときは、その日が課税資産の譲渡等に係る「事業を開始した日」となる（消基通1-4-7）。</p> <p>49 期間特例の適用を受けていた事業者が、「課税期間特例選択不適用届出書」を提出した場合は、その提出した日の属する課税期間（短縮された課税期間）の末日の翌日から課税期間特例選択が不適用となるため、事例の場合は、平成×年4月1日から原則的な課税期間に戻ることになり、平成×年4月1日から12月31日までが一の課税期間となる（消法19③④⑤）。</p> <p>また、「課税期間特例選択届出書」を提出した場合は、原則として、提出した日の属する課税期間の翌課税期間の初日以後に短縮の効力が生ずることになるため、課税期間の初日からその効力が生じた日の前日までの期間が一の課税期間とみなされる（消法19②）。</p>